

第5回再発防止「岩手モデル」策定委員会会議録（概要版）

1 開催日時

開会 令和4年2月11日（金）午前10時30分

閉会 令和4年2月11日（金）午後4時30分

2 開催場所

サンセール盛岡 1階 大ホール（盛岡市志家町1-10）

3 出席委員

（委員）

大塚耕太郎岩手医科大学教授、大貫隆志一般社団法人ここから未来代表理事、小幡佳緒里リベルタス法律事務所弁護士、児美川孝一郎法政大学教授、高橋幸平朝日大学教授、南部さおり日本体育大学教授、藤田治彦藤田法律事務所弁護士、佐藤一男教育局長、高橋一佳教育次長、八重樫学教職員課総括課長、渡辺謙一教育企画室長、中川覚敬学校教育室学校教育企画監、清川義彦保健体育課総括課長、木村基教職員課県立学校人事課長、金野治教職員課小中学校人事課長、須川和紀学校教育室高校教育課長、三浦隆学校教育室義務教育課長、泉澤毅学校教育室生徒指導課長、菊池郁聡学校教育室産業・復興教育課長、菊池優幸保健福祉部障がい保健福祉課総括課長

4 会議の概要

（1）再発防止「岩手モデル」策定委員会への質問

（2）議事

ア 再発防止「岩手モデル」策定に係る協議の継続について

イ 再発防止「岩手モデル」策定委員会設置要綱の一部改正について

ウ 人事管理等検討部会「理由の解明」の今後の対応について

エ 部会の検討状況等について

（3）その他

なし

御遺族様、被害者御家族様から策定委員会へのご質問について

【事務局】 まず、御遺族様から御質問等いただく。

【御遺族（父）】 資料の議事ウの資料②番、A3の資料についてきっちりと評価できていない状況だと思うが、B高校の事故報告書の内容について改ざん、隠蔽に近い形で事故報告書が上げられたと思うが、そういったことについて修正であったり、事実をもう一度きっちりと検証して報告を上げ直したりとか、そういったような状況は御認識されているか。

設置要綱を作るに当たり、事故があった際に学校から教育委員会に事故報告として上げると思うのだが、その中で特に問題なかったということで事故報告が上がったと思う。しかし前回の第4回策定委員会の際に、A高校の後にB高校に異動して、また同じ重大事案を起こしていたように御報告があって、その後、息子の事案につながる、これは問題があったのではないか。

その辺をきっちり過去に遡り踏み込んで、今の教育委員会メンバーの方々できっちりと修正していただくべきだと思うが、そういった予定はあるか。

【事務局】 前任校での事案から当該校までの事案の中で、いじめ問題とかそういうことをきちんと調査されるのかというお話と承知した。

27年の5月のいじめ問題について、説明させていただきたい。重大事態の調査委員会ということで、いじめ問題調査委員会というものを学校が設置している。ただ、学校が設置したのだが、5名の外部委員が入っており、その外部の視点も取り入れて行われたというような状況である。

そして、結論に至るまでの手続においても被害生徒、そしてその保護者様に内容を提供して確認していただくとともに、県教委からも調査についての指導を受けてまとめたという経緯があり、学校だけの視点だけで進めたものではない。そういうことも踏まえた上で、今回の理由解明の部分の調査を進めていきたいと考えている。

【御遺族（父）】 当時の状況はそうだったと思うが、多分当時の状況をきっちりと認識、理解されている方はこのメンバーの中にはいないと思うけれども、何事もなかったような調査による報告書を作り上げる体制というのが出来上がっていたと思う。今回の息子のときも、第三者委員会の設置要綱書のほうは、もうあらかじめできていて、すぐ今日印鑑を押してくれと、そういったようなこともあったので、多分外部委員というのも事前に用意されていて、問題のないような報告書を作るようなスタッフ、そういったものがあらかじめ用意されていたのだなというふうに認識している。

今回第三者委員会のほうで、ある程度概要というか、真相に近い部分が究明できたのは、県外の弁護士の方、県外の岩手県とあまり利害関係の生じない方々が過半を占めて御協議、調査いただいたことで、だいぶ真相に近いもの、真実に近いもの、そういった状況がある程度解明できたと思うが、それ以前の調査、県教委も交

えた、ちょっと悪く言うと隠蔽体質、そういったものは前回のいじめ事案のときもそういう体制で取り組んでしまっていたと思うので、逆に当時被害に遭われた生徒、高校生の方から今回ヒアリングとか多分されていないと思うが、本当に原因をきっちり究明して、二度とこういったことが起きないように体制を整えたいということであれば、その起きた事案も当然調査対象になるべきだと思うし、そこで間違っただけで、今回の平成30年につながったのではないかと思う。

A 高校のときもそうかもわからないが、ずっと野放し状態である。岩手県では体罰は容認されているようなので、そこからきっちり決別して体制を整えるということであれば、その前回の事案のほうもきっちり調査なりヒアリングなりされるべきだと思う。

この事案を御存じなのかと、多分聞いていなければ分からないと思うが、全国的にもとんでもない問題になっている。前回被害に遭われた方がこの件を御存じなのかどうなのかも含めて、できれば県教委のほうからそれなりのアプローチをするなりして、当時の状況というのをもう一回きっちり解明に当たるべき、御意見を伺うべきではないかと思う。

【被害者（父）】 その資料については、私たちのほうにいただきたい。当時の調査資料、報告書。

【御遺族（父）】 事故報告書は、多分公文書の扱いだと思うので、改ざんその他あってはいけないことだと思うけれども、言葉尻だとかその辺をアレンジされて、事実と違うような報告をされているので、当時の学校長なり当時の教育委員会の御担当の方も多々処分対象になると思う、その辺についてはいかがか。

【事務局】 これまで顧問教諭だけではなくて、そのほかの関係職員からも当時の事実関係について聴取のほうを進めているところで、その中で必要と判断される職員に対しては、処分等の措置の可否を含めて検討していくことになる。

【御遺族（父）】 現在もまだ調査進行中ということなのか。

【事務局】 調査のほうは進行中である。

【御遺族（父）】 次、A 4 の議事のエ、資料②番というところで、部活の指導者に対していろいろ研修のほうをされたと思うが、11月にはスポーツ・インテグリティに係る講習は実施されたのか。

【事務局】 昨年11月にスポーツ・インテグリティに係る講習ということで、こちらは、県が指定しているスポーツ特別強化指定校の指導者を対象にして実施したものである。優秀指導者全てが参加し、研修を受けている。

【御遺族（父）】 その研修の結果というか、受けてどうなるか、または高潔さを損なうような指導、そういったことを行った際には処分対象になるとか、そういったものに係ることを行うと処分対象になってしまうとか、そういったことについて受忍して甘受して誓約書なりを取りつけるというのが一般的だと思うが、講習を受けて、例えば暴力なり、スポーツに対する高潔さを何らか毀損するような行為、そういったことを行ったら、もう指導者としてはやっていけませんよというような誓約を取りつけるべきだと思うが、そういったことは行っていただろうか。

【事務局】 研修会を受けるときに、その後のことについての誓約ということは取りつけてないが、例えば今お話しした岩手県の指定しているスポーツ特別強化指定校の優秀指導者については、優秀指導者として認定する際、指導者としてのあるべき姿、心構え等を代表が誓約をして、つまり認定される者が全てその意識を持って指導に当たるということで、誓約書それぞれ交わすものではないが、誓いを述べるという形で適切な指導に当たるということで宣言している。

【御遺族（父）】 ぜひ書面の取りつけのほうもお願いできればと思う、法令遵守のためにも。

【事務局】 検討してまいりたいと思う。

【被害者（父）】 そういったことは今まで何度もやってきているのである。最初に、B高校の御遺族がおっしゃったように誓約書を取りつけると。これが再発防止策につながる。当然これがされなければならない。

【御遺族（父）】 ちょっと余談だけれども、例えば民間会社でも不祥事が起きるとび第三者委員からいろいろ提言その他いただいて、改善している。

隠蔽その他というのは、その場しのぎにはなるかもしれないけれども、結局後に問題を先送りしているだけである。だから、これまでの人たちが隠蔽したせいで、今の教育長が大変なことになっているのだけれども、その辺をきっちりと改善していかないと、またずるずる行って2年、3年、また人事異動でまた新しいメンバーということになると思うので、きちっと断絶していただきたいと思う。やっぱり改善して再発防止しなければならないので、それについては強くお願いする。

再発防止に当たり、55ページなのだが、県立高校の入試改善検討委員会委員という名簿がA4判で添付されている。この中でCさんと、Dさん、この2名の方が記載されているけれども、この方は平成30年当時教育委員会のほうにおり、第三者委員会の設置要綱その他作成のときに、隠蔽の実行部隊として私の自宅まで来て、何とかこの設置要綱でと、強く申出されたお二方である。だから、隠蔽に加担しよう、誰の指示かは分かりませんが、そういった方々なので、こういった改善検討、こういった委員会には多分ふさわしくないお二方だと思う。組織の改善についても討議その他されるのであれば、多分不適切なお二方だと思うので、この辺は改善

なりどなたか別の代替の方を充てるべきではないかと思う。

【事務局】ただ今のは、御意見ということで承ってよろしいか。

【御遺族（父）】ぜひ変更なり、その辺お願いする。

あと、膨大な資料があって、私も目を全部通し切れていないが管理職研修の内容についても、皆さんは地方公務員の方々だから、自分の部下なり学校の中で暴力行為だとか、そういったことがあれば、きっちりと刑事事件、刑事告訴をしなければならないとちゃんと法律にも書いているので、実際学校の教育現場ではそうされていないけれども、それは職責なので、そういったこともきっちり研修内容に織り込んでいただくべきだと思う。

昔は自分もそうだったということどうやむやにし、その結果自分の教え子たちが今現場で暴力を働いている教師になっているのではないか。そういった連鎖を断ち切りづらいと思うが、地方公務員法なり、刑事訴訟法なり、きっちり法令にのっとり部下を管理するというをそのまま法律どおりやれば、難しい話ではないと思う。部下を落とすことになるかも分からないが、実際犯罪行為を容認しないような、研修内容にしていきたいと思う。

【御遺族代理人】昨年、当該顧問教諭に対しての処分について嘆願書が出ている。重大なことをやったけれども、軽い処分にしてくれという、そういう嘆願書を出したい人が出すことについて特に異論はない。

しかし問題は、その中身が、あの先生の指導は熱心だけれどもいい指導だったということが触れられているはずである。そのことを策定委員会の中にいる教育委員会のメンバーの方は御存じのはずである。それが放置されているのはなぜなのか。そういう考え方が駄目であると、スポーツだから多少厳しいことを言ってもいい、やってもいい、その考えが間違っているという指導をしなければならないのではないか。

これから先のことを議論する前に、今できることをすべきではないか。先ほど御遺族は、B高校の第三者委員会については、それなりの事実認定ができたとおっしゃったが、あの内容に満足しているわけではない。それまでの教育委員会や学校の対応に比べれば、多少事実が出てきたのだということをおっしゃっている。

私たちは、あの第三者委員会がスタートする直前に、教育長や教育委員会に次のことをお願いした。学校長や教育長が、公の場で何も問題がなかった、指導に問題がなかったというふうに公言している。議会でも公言している。このような状態で調査をして、正しい事実が出るはずがない。だから、学校に行って保護者が生徒さんたちに、いかにいい指導で、仮にいい指導であったとしても絶対に許されないのだと。それは、教育委員会、教育長、共通の認識なのだということをお話しして、その上で調査しなければ事実が出ないと申し上げたのだが、それはされなかった。それは、第三者委員会にお任せしますという放り投げだった。第三者委員会ですることできるわけではない。

あの事実の解明も、決して十分なものではなかった。結局当該顧問教諭が調査に協力しなかった。そのために、あの人がやった行為についての記述部分が薄い。その代わり彼が悩んでいたことだけが膨大に取り上げられているので、あたかも彼の心の悩みが原因で自死に追い込まれたと、そう読めば読める内容になっている。

私たちは原案を見せてもらって、それでは駄目です、あの内容では駄目です、教師の不適切指導が自死の原因になったということを明確にすべきだということを申し上げた。そうしたら、委員の方々は、自宅まで来られて説明をされた。これは自死の原因になっている。教師の行動が自死の原因になっている。それがこの報告書の趣旨ですとおっしゃるので、早期に報告書を出してもらう利益があったので、出してもらった。非常に不満を持っているということをご委員の先生方は、もう一度原点に立ち返って見ていただきたいということである。

なぜ教育委員会があの嘆願書を放置しているのか。私が知っている限りでも、先輩に言われたから、あの当該顧問教諭のこと嫌いだけれども、署名しましたという人も、たくさん。その学校に行って指導すべきなのではないか、教育委員会は。そういう教育、現時点での教育を通じて以外に、よい策定案ができるとは到底思えない。

これからお話しになる被害者の家族の方の事案も担当したが、在学中はいい先生で、あの先生の指導があるから自分の技術があるのだとおっしゃっていた方が、卒業して教育を学んで職に就いてから、やっぱりあの指導は駄目だと、暴力と暴言の日々だったと。あの先生が憎いわけではないけれども、正さなければいけないということで、法廷で証言してもいいですよということで意見書を書いてくれたりしている。そういう人たちの話を聞かずに、現場で何が起きているか、子供たちがどんな状況に置かれているかということを知らずにこの策定委員会で議論する、そこに大きな問題があるのではないかと思う。

私は、一人の生徒が自死に追い込まれているのに、よくそんな嘆願書を書けるなという気は本当はする。しかし先ほども申し上げたとおり、そのような人たちがいることもよいが、その理由、そしてどういうルートで嘆願書が出ているのか、そのことについてはちゃんと調査をしていただきたいし、必要な指導をすぐに行っていたきたい。スポーツの世界で多少の暴力、多少の厳しさは許される、そんな考え方を一掃しなければ、再発は防げないと思う。

【事務局】 御遺族からお話については追って御説明させていただきます。

【被害者（父）】 いつも検討するとか、後ほど報告するとかという話ばかりになっていて、これでは全く実のある論議にならない。こういった嘆願書について、それを出した生徒、あるいはそれを出した高校、学校、そういったところに行って、これは間違っているのではないかと、そう指導すべきではないですか、それについてあなたはどう思っているのか。

【事務局】 今現在、懲戒処分の検討、調査している中で、その取扱いも決まってく

るので、今個別の嘆願書を取り上げてどうこうするという事は、現時点では予定はしていない。

【被害者（父）】 答えを出すことができないということか。もう一件、先ほどのB高校のいじめ事案、これについての資料をくださいと申し上げたが、これ頂けるか。

【事務局】 個人情報観点からどこまでというのは判断させていただくが、提供できるものは御提供させていただきたいと思う。

【御遺族（父）】 今の嘆願書の件も、岩手県教育委員会としては、暴力を容認しているという状態よろしいということか。

【事務局】 言葉が足りなかったかもしれないが、暴力行為を是認しているということは全くない。それは、もちろんそういったものが発覚した際には、懲戒処分等を行っているという事実もあるので、それを是認するという指導はあり得ないと考えている。

【御遺族（父）】 嘆願書を出した学校に対しても、何ら指導もしないということか。暴力行為はもう認定されているので、その教師に対する嘆願書が出ているのか。学校からか個人からか、ちょっと分からないけれども。その出した学校なり個人に対して、岩手県教育委員会としては、暴力行為はもう認定されているので擁護するつもりはないということか、時が解決すると思っているのか、その辺いかがなものなのか。

【事務局】 先ほどから懲戒処分の調査、検討を進めているという話をしたが、それは、当該教諭のみに限っているものではない。関係者も非違行為等があるのであれば、それは処分の対象になる。そういった中で、嘆願書を受けた、出したということに何らかの関与等があって、それが非違行為ということであれば、そういう対象にはなり得るというふうに現時点では申し上げられる。

【御遺族代理人】 嘆願書の件は、非違行為かどうかもちろん見ていただきたいが、そのことよりもあの先生は厳しいけれども、いい指導をしてくれたのだという、その考えが間違っているということを教育しないと駄目なのではないかということである。

最初によくB高校事案で言われていた言葉が、「行き過ぎた指導」という言い方があった。マスコミの方も残念だが、この言葉はよく使われていた。これは、指導なのだけれども、行き過ぎているという、熱意のあまりという、そういう趣旨が入っているのだろう。私が申し上げたいのは、その考え方自体駄目、ハラスメントは絶対駄目、強くなるためではなく、そういう指導は絶対にしませんという宣言と教育が必要ではないかという趣旨である。これは保護者の皆さんにも理解していただ

きたい。では、弱くなっていいのかと、その抵抗はあるだろうが、そこにディスカッションや議論や指導を加えていくのが再発防止の一番大事なところではないか。

今回の嘆願書に嫌々ながらか、喜んで書いたか分からないけれども、署名した生徒がいる。その子はやってはいけないことについて、やっていいという教育を受けたからで、それを放置したためだし、保護者の中にもそういう間違った考えをいまだに持っている人がいるだろう、そこを正す必要があるのではないかという意味である。

【事務局】 承知した。B高校の痛ましい事案が起きてから、毎年7月に県立学校全校で研修を行っている。二度とこういう痛ましい事案を起こさないということで、研修も進めてきている。我々は、そういった体罰は一切許されるべきものではないと理解しているが、さらにそういうことの徹底、風土の醸成ということで、今我々としても一生懸命取り組んでいるところであるので、その点については御理解いただきたい。

【被害者（父）】 今嘆願書のことについて言っているのである。こういった間違った嘆願書に署名することは、あなたの考え間違っていると、そういったこともちゃんとと言うと。

【事務局】 個別の対応について、今どうするということは申し上げられない。

【被害者（父）】 あなたの考え方を聞いているのだ。

【事務局】 いずれそういう風土をなくしていくということは大切なことだと考えている。

【御遺族（母）】 先ほど体罰は懲戒処分に当たるというお話であったが、暴言も体罰に入るとお考えか。

【事務局】 暴言も体罰も対象に当たる。

【御遺族（母）】 第三者委員会の結果が出てから、他県の例、他県でもいろいろあったと思うが、割と1か月後とかに処分が出たりしている。息子の件に関しては、かなりその後も時間がたっていて、それは体罰がなかったからなのか、暴言の部分が軽視されているのではないかと思う。でも、体罰で人は心折れて死ぬことはないと思うが、これは暴言があって、みんなが心をやられて亡くなっていくということだと私は思っている。第三者委員会の方々が一生懸命1年以上もかけて取り組んでくれたがちょっと軽視されているのかなという感じもする。そんなことはないか。

主人は、早々と結果を出すよりは、もっときちんと調査をして処分を決めてほしいと言っているが、私にはあまりにもちょっと長く感じる。また当該顧問教師が現

在謹慎ではなく給料をもらっていることも腑に落ちない。またこの策定委員会も身内の会と呼ばれている。なので、もっと意見を外部の委員さんからも取り入れてほしいと思っている。

また当該顧問教師の3月の時期に処分というか、言えることではないのかもしれないが、まだかかる予定か。

【事務局】 処分の時期については、いつ頃というふうにはっきり申し上げられる状況ではないが、1月30日にも御説明したと思うが、問題ある指導については、当該顧問教諭が前任校に赴任した時点から現任校、当該校の事案が発生するまでの間その教諭の指導を受けた部員らにそういう事実があったのかどうなのかというところを確認する作業を進めている。

併せて並行して御遺族様、保護者様にもお話を伺っているという状況であり、処分の時期については、今現時点で、例えば年度内にとかは断言いたしかねる。

【御遺族（母）】 当時受け持たれていた子の意見を聞くと、何もされなかったことを、何も自分は見聞きしていないというお子さんと、見聞きしていたというお子さんと分かれると思うのが、見聞きしていない子は本当にただ見ていないだけだと思うので、知っている子たちについてを掘り下げていただきたいと思う。

【被害者（父）】 A高校事案にまで遡って全て調べた上で処分をするということか。そうすると、当然顧問の証言と突き合わせをしないといけないと、こういうことになる。

【事務局】 元部員の方たち、そして保護者様から聞いた上で、さらに当然顧問教諭も聞き、当時の学校関係者にも状況については確認をしているといった状況である。

【御遺族（父）】 当該顧問教諭については、真相の解明その他策定委員会について一切協力するつもりがないということで貫いていると思うのだが、今後についてもこのような状況か。

【事務局】 前回、第4回の策定委員会でいろいろ意見陳述等についても御意見を頂戴して、そのことについては、代理人の弁護士を通じて当該教諭のほうに伝えていますが、その部分については、理由を含めて回答できないというお答えをいただいている。

【御遺族（父）】 司法関係者をもってして、自分の行為その他について全く判断するつもりがないということか。

【事務局】 こちらで承っている回答は、先ほど申し上げたとおりである。

【御遺族（父）】それだけでも多分懲戒事由に当たると思うので、きっちりとした厳正な処分を。地方公務員の要件を欠格していると思うので。

【被害者（父）】なぜこれほど処分に時間がかかっているのかについて、教育長に面会の上質問をしたいと、教育長に御同席願いたいと事前に皆さんのほうへ出していた。本日教育長は来ておられないのか。

【事務局】当委員会については、事務局で対応している委員会であるので、教育長は出席しないが、御要望、御要請については承知しているので、それについては別途御相談させていただきたいと思う。

【被害者（父）】その理由について知りたいというだけではなくて、当該顧問教諭が今も教員免許を持って岩手県職員として在籍しているということ自体が、我々被害者、特に御遺族にとってどんなに苦痛なことであるかを理解しているか。

【事務局】我々も先ほど説明があったとおり、前任校での着任時に遡って調査を進めており、相当のボリュームもある。我々としては、鋭意これを進めたいと考えている。

【被害者（父）】その間も県職員としての給与は支払い続けるわけではないか。我々の税金から。

【事務局】大変恐縮だが、制度上はそういうことになる。

【御遺族（父）】鋭意調査ということで、県教委独自にということ、やはりB高校のいじめの重大事案についても同様の御判断ということになると思うので、今リスケジュール表もあったが、まだ数年かかるという認識でよろしいか、1年以上かかると思うが。

【事務局】リスケジュール表のとおり、来年度も協議を続けさせていただきたいと考えている。

【御遺族（父）】このリスケジュール表については、いじめ事案のほうは調査の対象になっていないことになっていると思うが。

【事務局】今提示しているものについては、特には含まれていないという状況である。

【御遺族（父）】B高校事案で2年、A高校のほうは訴訟も含めると6年、7年ぐらいただと思うし、B高校いじめ事案、これから調査ということだと、多分また2年、

3年かかるのではないかと思うのだが、その上で全て加味した後での処分ということか。

【事務局】 いずれ処分に向けて必要な部分については、調査対象として進めていく必要があると考えている。

【被害者（父）】 到底理解できない。なぜこれほど時間をかけているのか。何でこんなことが行われているかという、皆さんがやっているからではないか。皆さんが処分を決めると言っているから、いつまでたっても決まらないのではないか。

【事務局】 このリスケジュールについては、あくまでも本委員会のモデル策定の委員会のスケジュールで、懲戒処分がそれに伴ってどんどん後ろにずれるというふうなものでもない。懲戒処分に関する調査は並行して進めている。その中で、B高校のいじめ事案というお話をいただいたが、そういったものも懲戒事由に当たるのであれば、前任校時代から現任校までの一定の期間において非違行為があったことは全て含んで判断するのでB高校の事案の調査、確認は並行してやることになる。

【御遺族（父）】 非違行為があったのは、裁判でもそうだし、証拠としてあるので、それはもう紛れもない事実だと思う。ただその段階では前回のA高校事案では減給1か月か、給与の10分の1、それで終わらせてしまっているところに問題があると思うのだが、B高校はいじめの重大事案のほうについても多分調べればいろいろ出てくると思う。従って私はきっちりと解明していただければいいと思う。妻とはだいぶ温度差があるが、すぐそんな免職処分できないのは分かっているし、ハードルが高いのも分かるのだが、きっちりとやっていただきたい。その辺についても出き次第きっちりと究明作業をして全部ヒアリングをするということか。

【事務局】 しっかりした調査を進めてまいりたい。

【被害者（父）】 第3回の策定委員会で外部委員の方から、どういう段取りで処分を決めていくのか、そのプランを示してくれと、データで出してくれというふうに言われているが、出ていない。

【事務局】 この後、説明をさせていただきます。

【事務局】 引き続き被害者様、お願いいたします。

【被害者（父）】 私の質問の時間については、ぜひフロアの皆さんも含めて、御意見ありましたら賜りたい。それでなければ、有意義なディスカッションにならないので、ぜひ御遠慮なく御発言いただきたいと思う。

まず最初に、当該顧問教諭の意見陳述が行われるように求めたが、本日の議事に

もなく、本人の姿も見えない。これはなぜなのか。

【事務局】 意見陳述について、第4回の策定委員会においても被害者の御家族様から顧問教諭がこの策定委員会の場で意見陳述するようという求めがあったということ、第4回の会議録が完成した段階でお伝えした。ただ、本人からは、内容は承知しているけれども、特段の反応がないということである。

【被害者（父）】 前回最後に教育長が自ら職務命令を出して呼び出すようにと申し上げたが、ではこれに従わないということか。当然これは公務員法に照らして懲戒処分の対象になるわけではないか。これについては、今後どのように処分されるのか。もちろんもし処分されないということになると、人事院の懲戒処分指針にあるように管理監督者の責任を厳正に問われるということになるわけではないか。

【事務局】 我々としても何度もこの場での御意見、代理人を通じて本人にはお話ししているが、現時点で回答なしと、その回答できない理由も回答できないというお話である。いずれ我々としては、先ほどから申し上げたとおり、過去に遡り調査を進めている。その中で厳正な措置を行っていくということは申し上げさせていただいた。

【被害者（父）】 私が聞いているのは、ここに来ていないことについてである。職務命令違反を繰り返しているということではないか。

【事務局】 厳密にそこは、法的な解釈を今できるだけ資料は持ち合わせていないので、御答弁ができかねる。

【被害者（父）】 何度も申し上げているとおり、本来B高校事案というのは防ぐことができたのではないか。なぜこれを防ぐことができなかったのか。そのためにA高校時代に遡って事実関係を解明するのが不可欠だと。そのためには、我々被害者はもちろん御遺族、当然張本人である当該顧問教諭からの聴取が欠かせない要件なのではないか。我々はもう既に意見陳述を行って、外部委員の皆さんからの質問にもお答えし、毎回この委員会にも出席している。

これまで日本全国でこの種の事案というのは数多く起きているが、前任からの暴力事案で告訴されてその裁判が継続されている中で、何の対応もされないまま別な高校に赴任して、同じようにハラスメントの限りを尽くして生徒を死に追いやると、これほど深刻で悪質なケースというのは、前代未聞の最初のケースである。この加害教諭の聴取、意見陳述をどのように行わせるつもりか。

【事務局】 策定委員会の性質上、顧問教諭に対する懲戒処分に関する手続きは、この場で行うものではないと考えている。意見陳述という形であってもふさわしくないのではないかなと考えているので、御理解いただきたいと思う。顧問教諭への聴

取につきましては、県教委が処分権者として実施したいと考えている。

【被害者（父）】 私は理解できないが、もう一点お伺いしたいのは、我々は加害教諭からの謝罪というのを一回も受けていない。なぜ謝罪させないのか。組織として対応したいので、控えさせてもらうという文書のみ頂いたが、加害者が被害者に謝罪するのは当たり前のことではないか。全く理解しかねる。

前回これをお尋ねしたときに、回答として代理人弁護士を通じて当該教諭に意向を確認したところ、代理人弁護士から理由も含めて回答できないとの回答があったことと記しているが、これでは回答になっていない。謝罪をさせない理由、組織として対応したいと、どこからそういう理屈が出てくるのか御説明いただきたい。

【事務局】 繰り返しになるが、県教委としては、組織として謝罪させていただいている。謝罪については、代理人弁護士を通じてこちらから意向確認しているが、それについては、理由も含めて回答できないという回答をいただいている。

【被害者（父）】 お配りしたのは、高裁判決が確定した後、被害者へ相談も通知も一切ないまま処分が発表されたというものである。この前日にこのEさんという方を含めて二、三人の方が、テレビカメラに向かって頭を下げたらしいという話を後から聞いた。記事によれば、深くお詫び申し上げると陳謝したと書かれているが、当事者である我々は、このときもその後も一切お詫びなどされていない。さらに、この顧問教諭は嫌な思いをした生徒に大変申し訳ないと述べていると、こう書かれているが、申し訳ないと考えるのであれば、当然謝罪すべきではないか。これ実はここに書かれていること自体が、全て嘘だったという話ではないか。

2枚目は、その後の当時の教育長の発言である。前教育長は謝罪すべきと思っていると語ったというふうに書いてあるが、我々は一切謝罪など受けていない。謝罪どころか、この議会での答弁を受けて、謝罪を受けるために御指定の場所に出向くとお伝えしたところ、対応することはできないという文書を送ってきただけで、この1か月後に辞められてしまった。

第3回の策定委員会で、当該顧問教諭は反省などしていないのではないかと、こうお尋ねしたところ、事務局の回答が反省していないということではなかろうと、何の根拠もなく述べていたが、全く信じられない。この当該顧問教諭について言えば、謝罪はおろか、この一連の事案の最大の張本人であるにもかかわらず、自身の言動について何の説明もしようとしていない。謝罪はしない。反省もしない。自らが引き起こした事件を協議する場に出ることも拒否している。ところが、いまだに教員免許を持って県職員として給料をもらっている。

こういう状況の中で、再発防止策を論ずるということ自体がもう極めて異常な状況なのである。この顧問教諭の聴取、意見陳述が現在この策定委員会にとって喫緊の最重要課題と考えているが、これどのように実現させるつもりか。

【事務局】 顧問教諭の懲戒処分については、この策定委員会とは別に処分権者であ

る県教育委員会が進めていく。

【被害者（父）】 処分云々の話をしているのではなくて、どうやってここに呼び出すのか。

【事務局】 現時点では、この場に呼ぶということができない状況である。今後どうするかについては、引き続き再三にわたり被害者様からお話しいただいていることを説明してまいりたいと思う。

【被害者（父）】 皆さんがやっているから呼び出せないのではないか。前々回の第3回の策定委員会においてお尋ねしたことについて、いまだ明確な回答をいただいていないところが何点かあるので、このことについて再度お尋ねしたいと思う。

高裁判決後の処分理由について、まずこの文章そのものが誤っている状況なのである。無断欠席と、あたかも息子に非があるかのように書かれているが、無断欠席などしていない。そもそも部活動に無断欠席という考え方があるのかという話があるのだが、メールに返信がなく連絡を取れなかったからと、それだけの理由にすぎなかった。これはA高校が当該顧問の発言として記していることから、これはもう明らかである。

処分の対象とした期間についてだが、平成20年7月頃から平成21年2月頃までとあるが、この前後の相当期間にわたって、後輩部員の陳述書にあるとおり、すさまじい暴力行為が繰り返されていた。この後輩部員の陳述書が高裁へ出されたのは、この前の年の平成30年の6月なのである。県教委は、もうこの時点で知っていたはずである。それにもかかわらず対象期間を限定した合理的な理由というのは何なのか。

【事務局】 無断欠席という部分については、手元に資料がないので、何ともお答えいたしかねるため、確認をさせていただきたいと思う。

【被害者（父）】 確認というのは、前々回からそう言っていたが。

【事務局】 無断欠席というのは、判決の中で裁判所の判断として無断欠席という記述をしていたので、それを基に無断欠席という記述になっているものと思われる。

【被害者（父）】 判決文を引用したということか。

【事務局】 詳しいところについては、現時点では分かりかねる。

【被害者（父）】 それでは、対象とした期間についてはどうか。このとき答えとしては、「対象とした期間以降のことについては、当時の関係者からの聴き取りを行った上で判断する必要がある」とあるが、県教委は後輩部員の陳述書に対し、この

とき当時の顧問弁護士が発言されていたが、反対尋問権を行使しなかった。何を今さら言っているのか。

【御遺族代理人】 私が当時被害者さんの代理人として仙台高裁で、被害者の後輩の証人の方からかなり詳しい陳述書を取った。その内容は、当時はいいと思っていたけれども、卒業してみたら暴力と暴言の日々だったと。その暴言の内容は思い出せない。あまりに意味がないから。罵声の連続は意味がないから、1時間やられても思い出せないというようなことを目にしたし、自分もやられたと。

その陳述書はなぜ出したかというのと、書類を裁判所に読んでほしいからもちろん出したのだけれども、証人申請をするために出したのである。裁判所に呼んで話を聞いてくださいということで出したのである。そうしたら、打合せで、私は相手側の弁護士さんが何言ったか分からないが、裁判所から反対尋問はしなくていいということなので、裁判所としては、この陳述書に書かれてあることについては全部事実というふうを受け取るから、証人はいりませんとしたのである。

私は、今本当に恥じて悔いが残っているのは、やはり強引に証人申請認めろと言ったべきだったということ、もう本当に心から悔やんでいる。あそこで暴力の実態が法廷で生々しく語られていけば、B高校事件は起こらなかった。弁護士としても本当に悔やんでいる。私が悔やんでいると同時に、教育委員会であの法廷の担当をされた職員の方々もぜひ反省していただきたい。一審の頃からずっと当該顧問教諭が嘘をついていたことがばれたし、平手打ちが暴力だとか、暴力ではないとか、変な答えをしている。そして、後輩の人たちが言っているわけである。暴力と暴言の日々だと。もし、懲戒処分にて全ての行為を検討するとおっしゃっているのであれば、何々事件とか何々事案に限らず、彼がやった日々の暴力と暴言を懲戒処分の対象にすべきで、そういう調査はされているのか。少なくともあの後輩の方から聞き取りされているか。公務員として、法廷へ出て証言するとおっしゃっていただいた、その方々が毎日浴びた暴言と暴力は、当然この教諭の処分の対象行為ではないか。それはそういう認識でよろしいか。

【事務局】 元部員への調査については、繰り返しになるが、顧問教諭が前任校に赴任した時点から、現任校というか、当該校での事案までの期間、顧問教諭の指導を受けた部員の方たちに調査の協力を依頼して調査を進めているということである。いずれその中でそういう疑わしいことがあれば、それは具体的なお話を聞くという形で進めている。

【御遺族代理人】 ついでにB高校の暴力の問題について、これも担当した弁護士しか分からないので、申し上げておく。バレーボールのボールを顔に投げつける、あるいはアタックの練習のふりして顔に当てるという行為を盛岡地方検察庁に告訴した。最終的には、告訴受理とならず起訴されなかったが、それはそういう事実がなかったから、起訴しませんということではなかった。どう見てもあれは狙ってわざと当てたという証人が2人か3人いると検察官から説明された。

しかし、実際に起訴して裁判所に証人として、そこまで協力してくださいとお願いしたら、そこまではできないということだったので、刑事告訴をして裁判になって証人申請して、出てこない、あるいは話せないとなったときに有罪判決が出ない。だから、起訴できないというのが私たちに対する検察官の説明である。

だから、あの事案で暴力がなかったというのは、ちゃんとその証人になってくださるような方を調べれば、あのすさまじい暴言だけではなくて、暴力もあったということも認定できるはずである。このことも付け加えておく。

【被害者（父）】 この処分理由というのは、あたかも息子に非があるかのような表現を用いた上に、顧問の暴力行為を矮小化するための非常に卑劣で姑息な文章にすぎない。改めて正しい記載をするように求める。部員に対するメールに返信がなかったというだけの軽微な理由で腹を立て、少なくとも2時間以上立たせたまま、至近距離で怒鳴る、顔をかすめるように鍵を投げつける、机を拳でたたき、こうした恫喝行為を行ったと。1年余にわたり多数の部員に対し平手打ち、ノートを使って殴る、髪の毛をつかんで壁にたたきつけるなどの常習的かつ悪質な暴力行為を行っていたと。当然これは停職または免職となる行為なのだから、処分自体が非常に作爲的な誤りであったということを認めるか。

【事務局】 一度、平成31年の3月に処分した。懲戒処分については、判例においても適法かつ有効に成立した処分については、処分権者といえども自由に変更、消滅させることはできないとされているので、その効力を存続せしめ得ないような新たな事由が発生したような状況でなければ、処分については、取消しということは難しいと考えている。

【被害者（父）】 何でこんなとんでも処分になったかという、皆さんが決めているからではないか。皆さんが決めている限り、いつまでたってもこういうとんでも処分が繰り返されるのである。

もう一点は、今まで申し上げてきたとおり、当該顧問教諭が常習的に体罰を繰り返していたにもかかわらず、我々に虚偽を述べ続けてきたという認識で間違いはないか。

【事務局】 いずれ一審の訴訟の中で、こちらの主張を訂正する、そういうことがあったのはそのとおりである。

【被害者（父）】 もう一点、事実関係の確認を行った結果、訴状にあるような暴力行為はいずれも確認されなかったことから応訴しとあるが、それが虚偽であるということを当時の教職員課総括課長が認めていたが、この議会に対する虚偽報告は誰が何の目的でしたのかと、この問いに対する答えとして、顧問教諭本人及びA高校の当時の校長や副校長等の学校関係者に対し事実関係の聴取を行った結果、いずれも訴状にあるような暴力行為等を否定したことから、応訴して請求の棄却を求めて

いく方針を決定したと。これは、言い換えると当該顧問教諭は、A高校の当時の校長や副校長の聴取に対しても虚偽を述べ続けたという理解で間違いはないか。

【事務局】先ほども申し上げたが、一審の途中で主張を変更したというか、訂正したという形になっている。

【被害者（父）】私の問いに対する答えがない。当時の校長、副校長の聴取にうそを言ったのか。

【事務局】こちらから申し上げられるのは先ほど言ったとおり、一審の中でそういう主張の変更をしたということである。

【御遺族代理人】被害者の代理人ではないが、当時の代理人として非常に今のお話は興味深いお話である。つまりあの裁判一審ではおそらく傍聴席にたくさんの教育委員会の職員の方がいたと思う。

その方々は、従来被害者に対して説明していた内容と違う証言を当該顧問教諭がしたことを聞いているはずである。被害者の親御さんに対する説明も違っていた。本人に対する説明も違っていた。教育委員会に対する説明も違っていた。そのことを受けて、どういうふうに指導したのか、あるいは指導しなかったのか、指導が甘かったのはなぜなのか。指導しなかったとしたら、それはなぜ指導しなかったのか。ここの解明が非常に重要だと思う。控訴審になって、後輩青年の陳述書が出たときに、反対尋問権を放棄している、その状態で、指導されずさっきの懲戒処分になっていると思うのだが、なぜそういう指導がないのか。

法廷に出て、全部訴訟の成り行きを知っている。その方々がなぜ調査できなかったのか。そのことを教育委員会の職員の方では調査し切れないというのであれば、この策定委員会の調査の仕組みを変えないといけないのではないか。A高校事案で裁判を十分に目撃していた教育委員会の方々が、なぜ指導しないのか、なぜ現場を外さないのか。私は、あの後輩青年の陳述書を受け入れたなら、即部活の役職から外す、処分は後でもいい。役職は外す、それが当然の行為だと思う。それができなかったのはなぜなのかということを皆さん方が調べ切る覚悟はあるか。そのこともお尋ねしたい。

もし、その覚悟がないなら、その解明ができないのであれば、私は外部委員の方々がむしろ頭脳になって、そして手足として動くのは例えば知事部局とか、そういう方々にやってもらうしかないのではないか、そういうふうに思う。

【事務局】そのような解明を含めて、「理由の解明」の部分で、これから議事として今までのやり方について変更、見直しの案を提案させていただきたいと思っている。

【被害者（父）】最後に最も重大な確認事項をお尋ねする。平成23年の4月、F副

校長先生の報告書によれば、元バレーボール部員4名が全身体罰はなかったと回答したとあるが、平成28年6月、県教委職員が行った聴き取り調査によれば、このうち2名が調査を受けた記憶が全くない。これはどちらが正しいのか。これに対する回答が返答表、事実関係から転記とあるだけで、全く回答になっていない。これはどちらが正しいのか。

【事務局】 その部分については、「理由の解明」チームの職員が昨年8月から9月にかけて、対面または電話により、当時聴取をした職員たちから元部員に電話をかけて、体罰があったとの証言が得られなかったということを確認している。それ以上のことは分かりかねる。

【被害者（父）】 これが最も大事だと考える理由は、当時のA高校が学校ぐるみで報告書を捏造し、組織的に隠蔽したのではないかと大変強く疑われるからである。その後も当該顧問教諭の処分や指導が行われることは全くなかった。県教委に3回にわたって再三調査を要請したにもかかわらず、全くされなかった。このことが、本来なら防ぐことのできたB高校事案を生じさせたのだと。

県教委による聴き取り調査では、この元バレーボール部員4名中3名が応じて、この3名全員がビンタを受けた、あるいはそれを見たと答えている。この時点でも県教委が顧問に対する処分も指導も何もしていない。このF副校長先生作成の報告書が虚偽隠蔽でなかったのかどうか。

元バレーボール部員の証言からこの当該顧問教諭の暴力行為が発覚後、何の対応も取らなかったのはなぜなのか。情報の共有不足とかという言葉で済まされることではなくて、徹底的な調査、検証が行われることがなければ、再発防止策の策定などかなうわけがない。

今回の資料に、人事管理等検討部会における今後の対応について「どのように事実関係を整理することが妥当か」、「調査に不足はないか」とあるが、この事実関係を最も詳細に把握しているのが我々被害者と御遺族である。当然我々被害者と御遺族もこの調査に参画すると。

前々回申し上げたとおり、調査対象のほとんどが県教委と学校関係者である以上、県教委の皆さんには、この調査検討部会から除いていただくと。そうでなければ、正しい調査ができない。だから、今もまともな答えは一つも返ってこない。

我々もこれに参画するということで御異存はないか。

【事務局】 この後の議事の中で説明させていただくが、我々から提案としては、これまで部会の部分については県教委が作業を担ってその作業で整理、まとめたものをこの策定委員会の場で提案、議論いただいて、それをブラッシュアップしていくという進め方を考えていたが、そもそもその策定作業段階において策定委員、外部の委員に関与していただいて、外の目を、専門家の目を入れた形で進めていきたいと考えている。

【被害者（父）】 ここで冒頭申し上げたとおり、傍聴に来ておられるフロアの県民の皆さんからもぜひこの策定委員会に対する御意見を賜りたいと思う。どなたかおられませんか。

【傍聴人G】 前回第4回の策定委員会も傍聴させていただいたが、県民の立場、県民の一人としての立場で意見を言わせていただきたいと思いますと思う。

まず、今回の策定委員会の雰囲気を見て、前回とだいぶ違う感想を持った。前回は、被害者の家族と御遺族様が参加しているにもかかわらず、その方たちへの誠意が全く感じられないような会議の雰囲気だというふうに思っていた。

特に司会をしている方が非常に高圧的で、被害者あるいは御遺族の意見を頭から押さえつけるような、そういう司会進行だったかと。外部委員の方々が何人も参加しているのに、その方々の意見をほとんど聞かずに、県教委が主導でやっていたというような印象を持った。

今日もそんな感じかなと思って見ていたが、今日はすごく被害者あるいは御遺族の意見を聞いたり立場を考えたりするような、そういう議事進行になっている、だいぶこの1か月、2か月の間に変わったのだなというような印象を持った。いい方向に向かっているような率直な印象である。

ただし、気になる点は何点もあり、やはり被害者の家族、それから御遺族様の質問に対して論点をずらした回答を意図的にしていると感じる。**被害者様**が私の質問に答えていない、と聞き直す場面が前回から多々あるが、違う話題を提供して、質問の回答から逃げているなど感じた。県民としては、やはり我々の税金でこれだけ大きな会を開いているのでしょから、もっと率直に実のある議事進行をしていただきたいと思いますという印象を持っている。質問とかもよろしいか。

【事務局】 御意見大変ありがたく、恐縮だが、質問は御遠慮いただければありがたいと思う。御遺族、被害者の皆様の意見、質問の場ということで限定させていただきたいと思う。

【傍聴人G】 もうちょっといいですか、意見を。

【事務局】 はい、どうぞ。

【傍聴人G】 意見であればいいということなので、私が意見を言うので、御遺族なり、あるいは被害者の方が再度質問で聞き直していただければと思う。

まず、当該顧問教諭に代理人を通じて連絡をしているということ言っていたが、県の教育委員会の体制というのは、直接連絡をすることはしないのか。自分の部下に対して、電話をしたり、文書を出して直接参加を促すようなことはしないのか。なぜ代理人を通じて部下に対してそういう要請をするのかというのが1つ疑問である。その方と教育委員会は対立関係であるのかと、同じ公務員で同じ部署で働いている人、その方たちは、我々の税金を使って弁護士を雇って対立関係を築いている

のか、話は進まないような状況をつくり出しているのかというのが一岩手県民としては非常に不思議というか、そこを説明していただきたいという気持ちがある。そんなに関係性が悪いのか。

当該顧問教諭に対しての聴き取りは、県教育委員会で独自に行うと言っていたが、それには応じると言っているのか。それも代理人を通じて、理由も含めて応じられないという回答をしているのか。

最後に、実はここにいる方たちは、多分自分の御家族とか知り合いの方が、やはり部活動とかスポーツにおいてハラスメントを受けたり不愉快な思いをしたということで、非常に高い関心を持って集まっていると思うが、私の息子も実は部活動の顧問からハラスメントを受けて、スポーツ活動をやめてしまったという、ある意味被害者の一人である。私の息子は、いわてスーパーキッズのメンバーとして様々な指導、教育を受けていた。

その調査に当たっては、市の教育委員会の方が非常に協力してくれて、やはり被害者の家族としてはなぜそういうことが起きたのだと、一体何が起きたのだ、その事実を知りたいというのが一番の願いである。教員を処分しろとか辞めさせろとかということ以前に、事実を知りたいと、事実を教えてくださいと、なぜそういうことが起きたということを知りたいというのが一番の願いである。

やはりA高校や今回のB高校と同じように、最初の学校の報告書はでたらめだったのか。ああ、そうなのかと最初は思ったが、一つ一つ質問をしていくと、全く事実として答えてもらえない。最終的にはどうなったかということ、最初に書かれた報告書の内容は事実として全くないと。

その理由としては、息子がいわてスーパーキッズで教育を受けていて、運動能力も高く、スポーツ理論、医科学理論の勉強も当然するので、加害者である顧問教諭が知らないようなことまで知っている。それが気に入らなかった。気に入らないからやった、という言葉が最終的に加害教諭が言ったわけである。それで、ああ、ではもう全部それで理由づけができるなということで、私たちは納得したのだが、やはり事実をきちっと把握するということは、被害に遭った方あるいは御遺族の方にとっては非常に大事なことで、これを軽んじてもらいたくはないなというふうには思う。

さらに、やはり再発予防ということを考えるときには、なぜそういうことが起きたのかということが一番大事。それを最初にやらないと再発の予防ができない。これはどんな業種でも一緒に、なぜそういうことが起きたのかというのを徹底的に調査する。個人のせいにはしないで、その起きた背景について、いわゆるソフトの問題ではなくハードの問題として捉えていくようにして、再発予防ということを考えていく。当然被害に遭った方には謝罪もする。

今回の教育委員会の対応を見ていると、そういったところをやっぱり事実をもっと徹底的に究明して再発を予防するのだという意気込みがなかなか感じられないなと思って見ているので、県民の一人としてそこは強く要望したいと思う。

【傍聴人H】 短時間でいいので、引き続き県民の一人の意見をよろしいか。

【事務局】 はい、簡潔にお願いいたします。

【傍聴人H】 私は、亡くなられた息子さんを小中学生の頃からバレーボールを通じてよく知る父母の一人で、地域の者である。あんなに本当に真面目で努力家で優しく、才能あふれる息子さんが、未来を見据えて羽ばたこうというあの時期に、なぜ自ら命を絶たなくてはいけなかったのか。このような似たような事件とか事案は全国でもいろいろあって、昔から駄目だ、駄目だ、こんなのはおかしいと言いつつならなかなかなくならない。なぜなくならないのだろうか。どうやったらなくすことができるのだろうか、本当に本当に心を痛めていたところである。

それで、地域の仲間と、なぜなくならないのか、どうしたらなくせるのかというテーマで学習会を開いたりして、頑張ってきたつもりである。その学習会の参加者も100名を超えるときもあり、コロナでもう今は続いているが、非常に参加者の意識も高くても関心も高い事柄である。

それはなぜかという、やっぱりそれぞれ何か思い当たる節、言いたくても言えなかった、言っただけではいけないのではないかなと思うようなことが、それぞれの学校、保護者、子供の立場であって、こんな大きな事件、自殺なんて事件にならなかったけれども、みんなが思っていたということで非常に関心が高いということをお伝えしたいと思う。

それで、今回再発防止ということで、第三者委員会の結論もある程度の事実関係も明らかにしてくれて、そしてそれを受けての再発防止に教育委員会が本当に本気になって取り組んでくださるということで期待をしていた。いたというか、いる、今でも継続なので。

意見としてだが、息子さんはもう戻ってこないものであるが、息子さんの命の重さとか、声に出さなかったその声、耳を澄ませて聞くと、再発防止ということを実際に岩手県が全国一の再発防止モデルをつくってくれているということが、それがせめてもの息子さんが命をかけたこととか、生きていた証というか、それでちょっとだけ救われるかもしれないという気持ちはある。それなので、期待をすごくしている。注目している。たくさん、そういう人がいると思う。

質問はできないが、今、当該顧問とか、そのときのB高校の校長先生、副校長先生は今どこにいるのか、何しているのかと率直に気になる。

それから、私の意見なのだが、暴言というか、精神的な追い込みというかパワハラ、そういうものは教育的指導という名には全く値しない違法行為なのでよろしいか。違法なことという認識を私たち自身も改めないと、なかなか先生の言うことに逆らえなかったり、強くなるために必要なのだと思ってしまったりするのだが、それは教育的指導なんていう名に値しない違法な行為だということ。それは悪いことなのだから、絶対に撲滅させるといふ、ものすごく強い意思、覚悟みたいなのが教育委員会の方におありなのか。自分たちが一掃しなくてはいけないということが、そんな気があるのかなと思いつつながら、そのために一番有効な再発防止策は、やっぱり厳正な処罰、厳格化ではないかと思う。このことについてどうお考えなのかと

いうことを聞きたかった。再発防止策の中に、こういうことを取り入れてくれるのかなと期待している。

最後に、私はそういう地域の母親の一人だが、一方で、もう退職したが、県立高校に勤めていた者である。運動部の顧問もずっとしてきた。そういう一員として、教育委員会の人、頑張ってもらいたい。教員として恥ずかしい、私自身もすごく恥ずかしい。自分のことを振り返ると、何かもういても立ってもいられないような気持ちにもなる。頑張ってもらいたい。

いろいろな立場を考えても、子供たち、児童生徒は岩手の希望とか、私たち地域の希望であり、その教育現場、教育というのは、希望を育んだり育てたりする光でなくてはいけない。光だけけれども、その中で何となく組織の論理とか、大人の世界の思惑とか、そういうもので光を曇らせてしまわないように、ただただもう愚直に理想を追い求めてほしい。理想を追求するために、教育委員会みたいに指導的立場のある組織としては、毅然とした態度で、身を切る覚悟でお願いしたいというのが意見である。

【被害者（父）】 今日おいでの県民の聴衆の皆さんの方からお聞きしたことなのですが、この方は御自分の御息子がB高校の生徒さんとほとんど親友の間柄で、御両親共々親しくされているということで、昨年12月に御遺族の手紙を持参されて副知事に面会したと。副知事に、この手紙を知事にお渡ししたいということで預けてきて、後日手紙に対する回答をということで呼ばれて行ったところ、出てきたのは県教委の方たちと。回答としては、知事は手紙を読みました。ただ、管轄は教育委員会なので私たちから回答すると。ちょっと信じられない、本当なのか。この管轄のトップにいるのが知事ではないか。本当に知事がそんなお答えをされたのか。

【事務局】 今お話あったのは、12月の母親大会様からの御要望ということだと捉えている。お預かりした書簡については、確かに知事に直接お読みいただいた。知事としても非常に気にかけているものと捉えており、県教委としても重大事案という認識の下で、しっかりと「岩手モデル」の策定を進めていくということを知事に報告させていただいた。

【被害者（父）】 知事は手紙を読んでそのとき何と回答されたのか。

【事務局】 非常に気にかけていると捉えている。

【被害者（父）】 私は機会があれば、これぜひ知事御本人に直接お尋ねしたいと、そう考えていた。フロアの皆さん、どなたかほかにはございませんか。

【傍聴人Ⅰ】 一言発言させていただく。岩手県母親大会の者です。ずっと御遺族のお話を伺いながら、私たちに何かできないかと思って運動してきた。

昨年の岩手県母親大会で御遺族から、二度と息子のような事件を起こしてはなら

ないというお手紙を頂き、全県から参加されたお母さんたちの心に非常に響き、私もそう思っている。

先ほど御遺族のお母様もおっしゃっていたけれども、何を見ても息子さんのことが頭から離れないという言葉がすごく重くて、一人の親とすれば、やっぱり我が子が自死をするということは、それほど重いことだということを母親なら本当に当然のこととして受け止めるというふうに思っている。

先ほど来お話を聞いて、やっぱり根絶するための策定委員会なので、ぜひそのようなことが起こった背景を深く受け止めていただきたいし、そういう苦しみや悲しみを心に持って対処していただきたいなというふうに思っている。

私たちの大会は、年1回全県から集まっているが、そのお手紙を紹介して重大だなと思ったのは、全県各地から自分のところからこういうことがあるという感想が寄せられたことである。それで、このことを深く追及して解決することは今後の再発を根絶することになると思っている。

私たち母親大会としては、部活の中での暴力を根絶する宣言を上げてほしいという要望を県に対して行った。副知事を通じて知事にもお手紙が渡って、今お答えがあったとおり、重大なこととして受け止めているとだけだったので、ぜひその言葉どおり重大なこととして、実のある策定委員会の提言をまとめていただきたいと思う。

なお、私たちは、全県の皆さんにこういう御遺族の気持ちを手紙で伝えるとともに、今後は全国にも発信していきたいというふうに思っている。私たちは、年1回日本中の47都道府県から母親が集まって大会を開いている。全国的にも発信するもの、していきたいという決意も持っているので、どうぞよろしくお願ひしたい。

【御遺族代理人】先ほど被害者さんの最後に知事のお話を出されたが、そのことについて私の意見を申し上げる。

知事は気にかけていらっしゃるが御発言いただいたことは、非常に大事なことだと思っているが、知事が直接教育の内容に関与しないという原則はあるが、今回A高校事案の問題で校長先生や副校長が被害者に嘘をずっとついていた、その問題が法廷の場でずっと見ている人たちがいる教育委員会の人たち、それなのに何の指導もしない、後輩の人たちがおかしい指導だったと言っているのに、何の指導もしないし、処分もされないという、そういう教育委員会の機能が果たされているのかという組織的な問題が提起されていると思うのだが、教育内容ではなくて。

そうすると、知事が気にかけているでは済まない問題で、教育内容に政治が関与しないという大原則との間で、知事部局、知事が何かをしなければいけない事態ではないかという問題提起、必要なのではないかと思う。率直に被害者が、知事の話を知りたいとおっしゃったので、それに対するお答えを聞いておきたいと思う。

【事務局】今の点について、この場で被害者様からそういうお話があったということについて、上司に報告する。そういう中で、教育委員会として、教育行政を預かるのは教育委員会なので、我々としてしっかり取り組んでいくべきものは取り組ん

でいこうという決意の下でこの委員会はやっているのです、そこは御理解いただければと思う。

【事務局】 御遺族の皆様、それから被害者の御家族の皆様から率直な御意見を賜った。それから、会場のほうからも御意見を頂戴した。我々としても、しっかり受け止めさせていただきながら対応してまいります。

議事ア 再発防止「岩手モデル」策定に係る協議の継続について

【委員】 スケジュールもそうだが、ちょっと修正したほうがいいのではないかというのも結構ある。今まで策定委員会が出た話が部会の整合性でどう対応していくかということもあると思うが、専門家の意見とか、部会で出るときの意見とかがこのスケジュールのときにどう反映するのか検討しないと、このまま実施するのは心配だと思う。

【事務局】 承知した。まず部会の報告をおってするので、その際に御指摘いただきながら、今後スケジュールに合わせていくということであれば、スケジュールについても検討することになると思うが、延長をするということではよろしいか。

【委員】 一方的に走ると、なぜ早めに走らせなければいけないのかと、よく考えなければならないのがあるから、スケジュールもさることながら、そもそもそういうことを反映させることの話がどう入り込むのかと思っていたので、そこの心配があった。

【事務局】 承知した。部会のスケジュール等について、委員からお話があったように、若干修正点があれば、スケジュールにはねるところはあろうかとは思いますが、「岩手モデル」策定委員会自体の協議を延長して来年度も実施するということにさせていただくということではよろしいか。

（「はい」の声あり）

【事務局】 総意ということで決定させていただく。

議事イ 再発防止「岩手モデル」策定委員会設置要綱の一部改正について

【委員】 設置要綱の新しい案、2条の「目的」の部分で、「目的は、次に掲げるものとする」として、最後の語尾が「関すること」となっているのが非常に違和感がある。例えば「ハラスメント事案の再発防止に関するあらゆる方策を講じること」、「講じるよう努めること」とか、そういう言い方なら分かるのだが、「関すること」

が「目的」とは何なのかと大変違和感を持った。

【事務局】 防止に関することというのは、今委員がおっしゃったことも含めて、広く我々としては捉えており、具体的な取組を協議するのが策定委員会であるけれども、その協議結果に基づいて具体的な取組をするのは、実際は県教委が行うということになるので、あえてこのような表現をさせていただいたということである。

【委員】 そうであれば、再発防止に関することについて提言することとか、そういう文言になるか思う。

【事務局】 今の提言することも含めて、「関すること」という表現でいかがかと考えている。

【委員】 「関すること」が「目的」とは何か全然しっくり来ないが、ほかの先生方の御意見はいかがか。

【委員】 ちょっと私の視点は違うのだが、教職員の言動を原因または背景要因として、児童生徒が心身を病んだり自殺したりすることを防止するための施策を立案し、実行に移すことといった内容になっているのではないのかなと思うが、まるで忌み言葉のように体罰・ハラスメントの行為主体者の名前が、主語が抜けてきているところに私は強い違和感を感じる。

それから、ここに「児童生徒」という表現があり、これは小中学校も含むという認識であえてこの言葉を書かれているという理解でよろしいか。

【事務局】 後半のほうだが、児童生徒というのはそのとおり、小中学校も含むという認識で考えている。すみません、前半のほうをもう一度お願いしたい。

【委員】 「関すること」というのに対する違和感と同じようなことだが、具体的に言うと教職員の言動を原因または背景として児童生徒が心身を病んだり自殺したりすることを防止する、そういった施策をつくり実行に移すこと、あるいはそういった現象をなくすことということになると思うが、なぜこういった丸まった表現になってしまうのかいうことに違和感を感じている。

【事務局】 この「目的」のところについては、調査委員会の提言の趣旨を尊重して、提言の趣旨を踏まえてつくられたものであり、前回の策定委員会のところでも、協議事項のところの変更についてこの場でお認めいただいた文言なので、こういう表現を使わせていただいた。

【委員】 そのことに対して今私が違和感を感じているということを表明している。

【委員】 私もやはり目的なので、この委員会の「目的」が「防止に関すること」というのはちょっと不明瞭だし、設置要綱の目的としては不適切なのかと思っている。この実施要領とかモデルをつくった後の施策の実施は教育委員会ということなので、実施を含むということではないとしても、この設置目的に絡めて、例えば「ハラスメント事案の再発防止に係る具体的取組を協議すること」とか、そういう形に「目的」はする必要があるのかと思っている。

【委員】 外部委員の皆様の意見に私も賛同する。「関すること」は、よく行政的にあるいは校務分掌的なところで使用する言葉というのは理解しているが、やはりこの辺りは明確に述べていただいたほうが適切であろうと私も感じる。

【事務局】 多くの委員さんから意見を頂戴したので、事務局で整理させていただきたいと思うがいかがか。

【被害者（父）】 そもそも「関すること」というのは日本語としておかしい。いつそのこと再発防止とすればいいと思う。

それから、もう一点、この下に「児童生徒の自死事案の再発防止」ということがあるが、これを入れると、例えばいじめの問題で亡くなった子供さん、あるいは進路、家庭の問題で悩んでいる子供さん、そういった方が亡くなった方たち、そうしたことが原因で亡くなった子供さんたち、こういった方も含まれることになるので、非常にこれは扱う範囲が広くなり過ぎないか。

この策定委員会というのは、あくまでもA高校、B高校事案、こういったことをもう決して起こさないのだということが「目的」になるわけである。そうすると、もう「目的」というのは、教育現場からの暴力、暴言などのハラスメントの根絶、学校、教育委員会の対応の検証、ここでポイントがずれてしまっているから、いつまでもたってもまとまらない。これは、御遺族様が意見陳述でもおっしゃったとおりである。

【事務局】 御意見として承った。様々な御意見頂戴いたので、こちらのほうで持ち帰って再度検討させていただきたいと思う。

【委員】 持ち帰って、また3か月後にこの話をということであれば、この場でもう決めてしまっただけではいかがか。

【事務局】 「岩手モデル」策定委員会については、県教委の第三者委員会の報告書に基づいて提言を受けて設置した委員会である。その第三者委員会の提言の趣旨、目的に沿う格好でこれを策定している部分もあるので、若干広いというお話もあったが、そういう構想になっているということは御理解いただきたいと思う。

あと、文言整理について、いろいろ御意見頂戴したので、整理させていただきたいと思う。その上で御説明申し上げるようなスタイルにしたいと思う。

【委員】では、3か月後にまたこのような形でみんなが集まって、やっぱりこの文
言はおかしいとなって、また持ち帰ってとなったら、いつまでたっても決まらない
と思うが。

【事務局】整理の上、委員の皆様には速やかに案をお示しし、それで御回答をいた
だき、調整したいと思う。

【被害者（父）】それを、だから今やったらどうなのかと。

【委員】よろしいか、2点確認させていただく。まず、その「目的」について我々
がいろいろ発言していることが現実としてある。その答えの中に報告書に基づいた
再発策定委員会だからという回答が入ってきているのだが、今我々が「目的」とし
て違和感を訴えていることが、報告書の内容とずれたものになっているという認識
なのか。それが第1点。

それから第2点、ハラスメントの定義を教育委員会としてどのように捉えている
のか。先ほど御遺族のお母様からの質問に対して、ちょっとハラスメントの意味と
いうか、理解がずれているのではないかなと思ったので、含めて確認したいと思う。

【事務局】「目的」について、調査委員会の提言の趣旨が学校現場における体罰・
ハラスメントの防止、それから学校現場における生徒の自死事案再発防止というこ
とで、2つの観点で進めたいというふうに考えている。

【委員】すみません、質問しているのは、今ここで我々が「目的」について、この
表現はちょっと違うのではないか、調査報告書のこととずれているのかと聞いた。

【事務局】提示した案につきましては、調査報告書に基づいた形で我々としては整
理しているが、文言的にどうなのかという疑義があるというお話をいただいたので、
そこは整理させていただくということで御理解いただきたい。

【委員】承知した。では、2つ目の質問ハラスメントをどう定義しているか。

【事務局】申し訳ございません。少々お時間いただきたい。

【委員】今ここで明確に出てこないと困ってしまうが。私の聞き違いでなければ、
先ほど御遺族のお母様からの質問が、暴言も体罰に入るとお考えですかということ
に関して、含まれるというふうにお答えになっているのだけれども、どうなのかな
と思った次第である。

【事務局】先ほど申し上げたのは、暴言も懲戒の対象になり得るということで発言

させていただいた。

【委員】 承知した。では、ハラスメントの定義を。

【事務局】 県や文部科学省、スポーツ庁のそれぞれのガイドライン、例えば運動、部活動での指導のガイドラインの中で、肉体的、精神的な負荷や厳しい指導、体罰等の許されない指導をしっかりと区別すべきだと掲載されている。そういう部分を捉えて、ハラスメントの根絶を徹底していきたいということである。

【委員】 承知した。「目的」という部分に私が特に非常にこだわるのは、今後議論の中で目的が明確でないと、議論のぶれをうまく制御していけないと感じるからである。前日も申し上げたが、目的というのは、つくり出す結果のことを意味していると私は定義づけている。

同じように、ハラスメントとは一体何なのかということも少なくとも教育委員会の皆さんの間で即答できるレベルで定義しておかないと、この議論もまともに進まないと思う。

それから、その定義の前提がないと、私たちもどういうことをハラスメントと捉えてこの場で話していったらいいのかということに対して、責任を持ってなくなってしまふ。そんな関係から質問させていただいた。

【事務局】 たくさん頂戴した御意見をよく我々も理解して、この「目的」規定については、申し訳ないが、もう一度検討させていただいて、委員の皆様にはお返しし、その中で案を策定し、次回までには御報告できるような形に持っていきたいと思うが、そういうことで御理解いただければと思う。

【委員】 設置要綱では策定委員会が部会を置けると書いてある。ただ、何か判断を仰ぐとか、策定委員会が出た意見を踏まえてるということが書かれていない。ちゃんとここでの意見は部会に反映されて、部会で何かある問題はここでもチェックされるという理解でよいか。

【事務局】 要綱の「目的」については、各部会統一した認識を持ってそれぞれの対策、調査を進めていくということで考えている。

【委員】 いや私が言っているのは、策定委員会が出た意見は各部会に反映されるのか、また各部会でやっていることを策定委員会に上げながら、不適切だったらちょっと修正するとか、そういう関係性があるという認識でよいか。

【事務局】 そのとおりである。

【委員】 承知した。今までいろんな話の中でどうしてもここに出た意見がどうやっ

て反映されているのかという話が繰り返し出ているものだから、部会との構造関係、ここはちょっと重要なところと思った。

【事務局】 設置要綱について、いろいろ御意見頂戴したが、先ほど私申し上げた形で進めさせていただきたいと思う。御理解いただきたい。

議事ウ 人事管理等検討部会「理由の解明」の今後の対応について

【委員】 今「理由の解明」に向けた対応、要するにこの策定委員会で検討する部分と懲戒処分に向けた対応の部分とで御説明いただいたと思うが、この「理由の解明」に当たっても顧問教諭による不適切な指導の事実確認というのは、それが前提となっていてどういうことがあったのか、またどういう生徒さんか、保護者の方からどういう申出があったのか、周囲の方からどういう報告があったのかなども事実経過などを前提として、それを教育委員会や学校がどう認識し、どう対応したのかを検討していくと理解しているので、対象期間における対象の教員が何をしたかという事実確認、そういうものをこの「理由の解明」の部分でやらないというわけではなく、対象の教員が行ったであろうことについては前提にする必要があるので、その部分については、今ある資料だとか必要に応じてほかの関係者の方から聴取するなどして、事実確認はしていくという理解でよろしいか。

【事務局】 最終的には、この会は再発防止の組織的な対策の部分で構築、提言、提案していくということになっているが、それに必要な事実関係ということであれば、そういうことも確認していく必要があると考えている。

【委員】 続けて今の点で、確かに個別の教員に対する懲戒処分をどうするかをここで協議する場ではないというのは理解はしているのだが、「理由の解明」ということで、最終的に学校や教育委員会に何が足りなかったのかを検討していくに当たっては、事実経過というのは非常に重要だと思っているので、この委員会でも検証していく必要があると思うし、皆さんで共通認識を持っていく必要があると思っている。

【事務局】 承知した。

【委員】 まず、資料の送付がなされるという記載があるが、具体的にはいつ頃どの程度の資料が配付されようかとされているのか、分かる範囲で教えていただきたい。あと言葉の問題だが、ちょっと何点か専門的な視点という言葉が出てきて、恐らくここで捉えているのは専門性の有無というよりは、どちらかという内部だけで調査していることへの疑問というのがこれまで呈されているのかとも思うので、外部の視点であったり、第三者の視点といったところなのかというのが少し気になった

ところである。

それから方向性について、これまでのお話の中で、どういった点が問題になっているのか、いわゆる争点はある程度早期の段階で特定できると思うので、資料1から検討して作業を今いただいているスケジュール感の中でやっていくというのも限界があると思うので、早期に争点を確認するという進め方をさせていただくのがよろしいと思う。

【事務局】今回こういう案で御了承いただければ、できるだけ早く資料をそろえて、共有のほうの対応を進めていきたいと考えている。

【事務局】2点目、3点目につきましては、御意見として承った。

【委員】人事管理で検討するとき、やっぱり体罰は傷害とか暴行にも当たるし、言葉の暴力は例えば侮辱罪とか、誹謗中傷罪とかというベクトル上にある。だから、刑罰に問われる、問われないではなくそれは重い行為と捉える必要がある。学校内のルールとかあるかもしれないが、それ以上にやはり社会のルールから脱線しているところを考えなければならない。そして今日もここに御遺族の方や被害者御家族の方がとてもつらい中わざわざ来ていただいている。これまでも私が何回も話してきたが、被害者や御遺族の救済というのは、いち早い生活の回復に向かっていただくようなケア、サポートというところなので、これだけ長くかかっているということは、多大な御負担をかけているという認識を持つ必要がある。また皆さんも難しい立場なのは重々承知だが、この件で積極的にきちんと対応にあたっていないと、県自体にこういう問題が起きたときの自浄作用がない組織と考えられてしまうわけである。それは県民に対する信頼もなくなってしまうのではないか。

特に今回の再発防止というのは、御遺族の方や被害者御家族の方の救済なしには成り立たないところなので、そこも踏み込んで、人事評価、人事管理とか処罰というのは、照らし合わせていくべきなのではないかと思った。

【事務局】承知した。

【委員】今後の予定を拝見して、スケジュール感はかなり日程的に難しい点もあると思い、その辺りは1つずつ御相談させていただきながらと思っていたが、基本的には学校や県教委の対応についての問題を主として検討していくということになっているかと思う。これとももちろんこの中に含まれるとは思いますが、もともと学校の現場がどういう雰囲気なのかとか、例えば何らかの体罰だとかハラスメントを容認してしまうような状況なのか、それとも言えない雰囲気があるのか、そういうところももう少し深めていったほうが良いと思っており、多分今日後半これからアンケートの結果なども御報告いただければと思うのだが、やはりアンケートの分析をもっときちんとしたほうが良いと感じる。岩手県の学校の中でどういう状況、背景事情についてもきちんと調査することを意識的に入れておいたほうが良いと思った。

【事務局】 事案が発生することとなった背景、状況等についても調査すべきという御提言であった。事務局いかがか。

【事務局】 いずれ最終的には再発防止につなげていくことなので、それに必要な部分については、外部委員と部会レベルの中で協議させていただきながら、御相談させていただきたいと考えている。

【事務局】 委員の皆様よろしいか。

【委員】 今の委員の御意見、すごく賛成で、要するに前回までの反省点を踏まえて、今後こうするというのが出てきているのだが、本当にそれができるような調査というか、取組のフレームになっているのかというところが、これだったら結局同じことをやるだけではないかと、どうしても見えてしまう。

先ほどからも随分発言あったように、問題にすべきはある種の体質みたいな問題なわけで、もうちょっとニュートラルに言うと組織文化みたいな、学校が持っている、あるいは教育委員会が持っている、そこをやっぱり自分の身を切るような形にはなるけれども、えぐっていかないと、本当の背景というのは見えてこないのではないかと。

だから、逆にここにあるような当事者の方を個人としてだけ扱っても、そもそもは聞けていないのだと思う。だから、何を聞くのかという視点づくり、フレームづくりのところにもむしろ外部の人を入れるとか、専門家を入れるとかとした上でヒアリングをやらないと、それは多分見えないのだと思う。

だから、外部委員の関わり方にも関係するが、一通りヒアリングされたものを提示して見せてもらって参画するというよりは、どういう枠組みでヒアリングをするのかという、その視点をつくるどころに何らかの形で参画できるような仕組みを考えていただくほうがすごく合理的かなと思った。

【事務局】 調査に当たっての視点、フレームづくりが大事だという御提言であった。事務局いかがか。

【事務局】 今の委員の皆様の御意見を踏まえて、今後具体的な部分について、御相談させていただきたいと考えている。

【事務局】 委員の皆様よろしければ、被害者様どうぞ。

【被害者（父）】 先ほど事実関係の確認、経過の確認が重要であるとお話いただいたけれども、午前中最後に申し上げたとおり、その事実関係の詳細について一番把握しているのが我々被害者であり御遺族であるから、当然この事実関係の整理あるいは調査に不足がないかといったことについては、私どもも参画するということで

御異存はないか、最後にお尋ねしたい。

それと、もう一つ、これも午前中申し上げたが、事実関係について調査をするに当たって必須なのが張本人当該顧問教諭の意見陳述であると、これについてどのように実現されるつもりなのかお答えいただきたい。

【事務局】 部会の「理由解明」の作業については、いずれ県教委関係職員と、外部委員がそのフレームの部分をつくっていく、その中で必要な聴取があれば、そこに御遺族様とか被害者御家族様にもお聞きするということはあり得ると考えている。

【被害者（父）】 2点目についてはいかがか。

【事務局】 意見陳述については、本日も様々御意見頂戴したので、引き続きこういった御意見が出たということをお伝えしたいというふうに考えている。

【被害者（父）】 当然職務命令として出すという理解でよろしいか。

【事務局】 職務命令での形になるかどうかというのは、こちらのほうで検討させていただきたいと思う。

【被害者（父）】 では、お願いするのか。お願いして出るということか。

【事務局】 繰り返しになって恐縮だが、被害者様から再三にわたりこういう御意見、今回のみならず前回、その前から頂戴しているので、ここはしっかりと本人に対しては、代理人弁護士を個人で立てているので、その代理人を通じてになるが、説明をしていく。

【被害者（父）】 それについては、先ほどフロアの県民の方からもちょっと質問という形にはできなかったようだが、皆さんの部下に当たるわけですから、代理人弁護士を通す必要は全くないと。違うか。

【事務局】 本案件については、本人はいずれ代理人弁護士を通してほしいということのようなので、現状では代理人弁護士を通じて我々の考え、思いは伝えていく。

【被害者（父）】 非常に不可解な話としか言いようがない。今現在県教委の皆さんと、この当該顧問教諭とは何か争いをしているのか。

【事務局】 争いということではないが、ここでのテーマになっているとおり、本人は懲戒処分の対象となり得る存在なので、そういう点からの対応だと理解している。

【被害者（父）】 いや、まだ処分されていない。第三者委員が報告書を出してから

もう1年半以上、我々と御子息の御遺族が懲戒免職処分を求めてから1年以上たって、いまだ処分を出していない。だから、県の職員として在籍して、皆さんと同じように給与をもらっているわけである。代理人弁護士を通じて伝える必要はないだろう。

【事務局】 いずれ繰り返しになるが、顧問教諭からはこの件については、全て代理人弁護士を通じてということで申出があり、我々としてもいろいろ検討はしたところであるけれども、いずれ代理人弁護士を通じてそういうやり取りをするという形で進めているところである。

【被害者（父）】 これは、先ほど委員がおっしゃっていたように、私も午前中申し上げたが、これは皆さん大変問題のある体質である。一般社会では、これはあり得ない。職務命令として出すと、そういう理解でよろしいか。

【事務局】 いずれ第5回、今回の策定委員会においても、被害者御家族様から強いそういうお話があったということは伝えたいと思う。

【被害者（父）】 回答されるお気持ちがあれば、これ以上は求めないが、もう一点は処分をいつするのだと。この後のお話になるのだったら、そのときでも構わないが、このスケジュールを見ていると、この9月になって結果が出たら処分するかという話になる。いかがか。もし、ここで議論できるお話だったらお答えいただきたい。

【事務局】 顧問教諭の処分等の措置の時期について今現時点では、はっきりと申し上げられない状況である。先ほども、お話ししたかと思うが、今現在前任校赴任時まで遡って、元部員の方々に過去にそのような疑わしい行為がなかったかどうかというところの調査の協力をお願いして進めているところである。そういう部分も終了した上で、関係者からの話を整理した上で、顧問教諭に聴取をしていくことにしているのでもう少しお時間をいただきたい。

【被害者（父）】 前回策定委員会で委員から処分についてのスケジュールをペーパーを出してほしいということが伝えられて、既に3か月たっているが、ペーパーは用意されているか。

【事務局】 今回A3判の資料になるけれども、その右側の部分がそのような資料ということで提示させていただいている。

【事務局】 よろしいか。

【被害者（父）】 全くよろしくない、お答えになろうとしないのだから。先に進め

て結構である。

【委員】 人事管理では、そのとき何が原因だったかというだけではなくて、業務管理上その該当の先生方に対して不適切な対応を指導する責務もある。これは、再発防止という意味で教育をして、そのアセスメントをして、ちゃんとやっているのか、やれていないということであれば、業務上の服務順守をしていないということになるわけだから、逆に県の側でも何か不適切な対応を修正する責務が必要ではないかなと思う。

【事務局】 それでは、御遺族の代理人の方から、先ほどの「理由の解明」の調査のフレームづくりのところで御発言なさりたいということなので、どうぞ。

【御遺族代理人】 先ほど委員から出たお話との関係で補足をしたいと思う。

被害者が罵声を浴びせられた、2時間も3時間も罵声を浴びせられた。そこには、ほかの体育教員もいた。ずっといたわけではないが、一緒にいたのである。その中で、注意もされないで罵声を浴びせられた人の絶望感というのをちょっと想像してみていただきたい。これが問題にすべき学校の雰囲気の一つではないかと思う。

それから、B高校の問題についてですが、第三者委員会の報告書の中にB高校の教員に対しても調査が入っているが、その中で熱心な指導をしていた先生だという評価をしている教員が複数いる。これも問題にすべき学校文化である。そういう回答をした人たちに指導されたのかと思う。こんなの熱心な先生と呼んでは駄目です、というふうにやられていないのではないかと思う。そのことも含めて、2人の委員のお話の方向でぜひ進めていただきたい。

【事務局】 御意見頂戴した。今後の調査を進めるに当たっての参考とさせていただきます。

議事工 部会の検討状況等について

【委員】 2つあるが、1つはこの部会がそれぞれ活動されていることについては本当に敬意を表したいと思うが、何のための部会なのか冷静に考えたときに、最終的にそれぞれの部会がやっていることが、最後は防止のための「岩手モデル」をつくることに貢献しなければいけないわけで、例えば体罰・ハラスメント防止マニュアル・ガイドライン検討部会のように、アンケートを取られたりするというのはすごくいいことだと思う。実態が分かってくる、そこから最後のモデルにつなげられる。

ただ、多くの部会が研修会をやられていて、その結果がどうだったのかをつかまないと意味をなさないと思う。ここでは、研修を受けた結果、受けた先生方が何を

感じ、何をつかみ取り、実は何が課題に残っているのかみたいなことをやっぱり個々の研修ベースでやって、そのデータを出していかないと、何が再発防止につながり「岩手モデル」の構築に貢献するのか分からない気がする。

今日はもちろん時間もないので、そういうのは出せなかったかもしれないが、あるのであれば、今後はそういうものを見せていただくとすごく参考になるし、研修後のアンケート振り返りをやっていないのであれば、そこはちゃんとやったほうが、このモデルをつくるためにこそ意識していただけたらいいなと思ったということが1点目である。

2点目が、高校入試のスポーツに関わる推薦入試ということについてである。それはその後の活動を義務づけるのではないという教育論としては、本当に原則的なことをきちんとやろうとされているというのはよく分かったが今どきの問題というか、ある意味での教育の世界の闇みたいになっているのは、大学入試におけるスポーツ推薦入試である。

それは別に県教育委員会で、できる話ではないけれども、例えば高校において、そういったスポーツ推薦で大学に行く生徒に対する指導の考え方とか原則、そういったことがあるのか、ないのか。あるいはそもそも各高校でそういうものがどんなふうに行われているかという実態をつかんでいるのか。相当に部活の顧問や学校の権限が強かったり、それが果たして教育的にいいのかとか、そういうところに挟まれてしまう生徒さんが絶対いるわけだから。高校入試のところについてはかなり整備されてきた気がするけれども、むしろ大学に向けたところで、スポーツを一つの評価基準にするような選抜というのは実際行われているので、では県内の高校の中ではどういう実態なのだろうかを何らかの形でやっていただけると、それが再発防止の「岩手モデル」の構築に役立つと思ったので、2点目は本当に要望みたいなものだけでも、意見を述べさせていただいた。

【事務局】 各部会の例えば研修が最終的に「岩手モデル」とどう関連していくのかと、大学入試関連での「闇」という御発言もあったが、実態をつかんでいく必要があるのではないかとということでの御発言であった。

【事務局】 1点目、御指摘いただいた研修会後の実態把握については、先ほどは概要、こういうことやりましたということだけの御報告で大変失礼した。主催した研修会は、全て参加者全員から研修内容の気づいたこと、感想、それから今後取り組みたいこと、自分の活動について取り組んでいきたいこと等々を調査をして全て集約をしている。

今後は、そういった回答の中身をまとめたものを提供していきたいと思うし、研修の在り方についてもそういった参加者の意向といいますか、反応も踏まえてバージョンアップさせた形で研修内容をしっかり深めてまいりたいと考えている。

【委員】 アンケートをせっかくとられているのであれば、それをどういうふうに教育委員会の方々が読み取って、どこが課題だと考えているのかをここに出していた

だくと、さっきのモデルづくりのほうの議論につながるかと思ったので、次回提示していただきたい。

【事務局】 承知した。

【委員】 体罰・ハラスメント防止マニュアル・ガイドライン検討会のところについてだが、アンケート約95%の教職員の方がアンケートに協力して回答してくださったということで、中身を見てもいろいろ参考にできる部分が多いなと思いながら拝見はしていたが、せっかくこれだけのアンケートを取られたので、もう少し詳細な分析をされたほうがいいのでは感じた。

例えば今回ガイドラインなどの活用について、あまり活用している様子がないというところで、分かりやすい、使いやすいマニュアルづくりをされるということだったと思うが、そこをどうして活用していないのか、使いづらから活用していないのか、実際はそうではなくて、もしかしたら体罰とかハラスメントの意識が薄くて、もともと問題にされていないから、そもそもガイドライン、マニュアルを見る必要性を感じていない可能性もあるなと思った。

なので、せっかく「ガイドラインを活用していますか」という質問をされていて回答が来ているので、なぜ活用していないのかをもう少し掘り下げて実態調査をされてはどうかと思った。

また、それぞれに各年代であまり深まっていないとか、何割ぐらいの人は意識が薄いかもかもしれないと、ここコメントを書いていたのだが、ちょっとこのコメントも何割ぐらいの人がどうというよりは、もう少し学校現場の中を想像して分析をしてもいいかと、例えば問10で、「勤務している学校は、体罰・ハラスメントをしてはいけない行為とし、教職員同士が注意し合える環境になっていますか」ということで、「あまりなっていない」とか「なっていない」という回答も結構あると。職種別で見ると、やはり校長とか副校長については、「なっている」という回答をしている方が半数ぐらいいる反面、その他の教職員の方々では、「なっている」、「ややなっている」という回答をしている方々が、校長、副校長よりは随分少ない状況になっているのが見えると思うが、やっぱり学校の中でも校長、副校長の管理職にある方々の意識と、実際に生徒と向き合っている教職員の方々の温度差というか、認識の違いが随分あるのではないか。

校長、副校長と意識が違くと、やはり最終的に報告をする校長、副校長が、うちは認識きちんと持っていますとか、きちんと対応していますという報告を上げてしまう可能性があるのかと思った。そういう辺りを詳しく分析して、その上でのフィードバックをされたほうがいいと感じた。

マニュアルづくりについても、実際必要とされるマニュアルづくりを検討したほうがいいと感じた。

【事務局】 分析については、表面的な分析に終始している部分もあるので、クロス集計を少しかけて、もう少し深く分析をした上でのフィードバックはしたいという

ふうに考えている。あと、なぜその数字が低いのかというところは、やっぱり理由をしっかりと分析しなければ、今後につながらないと考えている。

併せて活用については、実際活用されるためにはどういった方策が必要かということも、このアンケートだけではなかなか見えてこない部分も実際あったので、そこについてもさらに調査が必要であれば、そこの部分については考えたい。

【委員】 このアンケートの件でもう一点だけ確認したい。

体罰とは何か、ハラスメントとは何かということを知った方がいいのではないかと、第何回目かの策定委員会で申し上げた記憶がある。今回のアンケートを見ても、一人一人が正しく体罰・ハラスメントに関する理解、認識ができていくかという質問があるが、体罰とは何だろうか、ハラスメントとはどういうことかということ自体の記載はこのアンケートからは見られなくて、そうすると回答される教職員の方が、本当に同じ体罰とは何かということと同じ認識の下で回答しているのか、そこもちょっとアンケートからでは読み取れないなと思い、最初のところで定義づけをされていたのか、その辺りのところを教えていただければと思う。

【事務局】 実はこの意識調査の用紙そのものを資料につければよかったのだが、意識調査の一番最初のところに今回の調査に係る体罰・ハラスメントというのはどういうものを指しているのかということ具体的な例を出して記述している。例えば長時間にわたって無意味な正座、直立等特定の姿勢の保持や反復行為等をさせるとか、具体的な例を書いているので、こういったものを調査では体罰・ハラスメントというふうに定義しているということを知った上での調査としている。

【委員】 承知した。できれば表書きというか、それを見せていただければと思う。

【事務局】 資料の出し方を工夫していきたい。

【委員】 3点ほどお聞きする。

まず1点目は、部活動の指導者研修の検討部会について、この研修自体、この事案の当該顧問教諭は知っているのか、こんな研修が行われている、そうしたものが実際に伝わっているのか。

【事務局】 県教育委員会主催の研修会については、広く学校、関係機関には周知している。その中で、本人宛てに直接案内しているということはない。

【委員】 それはもう不可能だと思うが、全く顧問弁護士を通じたやり取りしか行われていない。今後の対応も含めて、これはその方の心に届くかどうかは分からないけれども、しっかりと研修なりを例えばDVDで撮影し、当該顧問教諭にも見せる。そしていろんな先生方に先ほど気づかれた点、改善すべき点、ちゃんと文書で報告しているということを知った上でこの顧問教諭にも行うべきではないか、そういうことを感じ

ている。

そして、何かつながりというか、今後に向けた我々の気持ちを届ける上でも、接点を持っておかなければならない、そんな気がした。

2点目は、午前中に嘆願書のお話が出た。管理職研修の検討部会に入るか分からないけれども、実際にこの嘆願書について私も本当に驚いた。学校がこの嘆願書に関与しているのかどうか、一部の保護者と思うけれども、保護者の単独の行動なのか。私としては、学校教育は全て校長の責任だと思う。部活動ももちろんである。だから、学校が関与していないということはある得ないと思うが、この辺りいかがか、分かる範囲で結構である。

【事務局】 嘆願書の件は、学校がということではなくて、保護者の方が集められたものと理解している。

【委員】 それにしても、今申した学校教育の一環としてのことについては、やはり関与すべきであると私は感じる。

3点目は午前中に知事へのお手紙について、知事も重大な受け止めをされていると、そのお話を伺った。一般的に、これはもう都道府県で呼び名が違うかもしれないけれども、総合教育会議というものが教育長、それから知事との間で持たれると思う。その中で、この事案についてはしっかりと話題になっているのか、その辺りはいかがか。

【事務局】 今手元に資料はないが、第三者委員会の報告書が出てすぐ直後に、知事と教育委員会との総合教育会議の中にお諮りして意見交換をしている。

【委員】 その後の進捗状況、こうした会とか、あるいは被害者、御遺族の皆様の御要望辺りはしっかりと伝わっているか。

【事務局】 この会議の結果については、教育委員会のほうから知事部局、知事に御報告をしている。

【委員】 重大な受け止めをされていることを聞いたので、ぜひよろしくお願ひしたいと思う。

【委員】 部活動指導者研修検討部会の報告、参考資料23ページ、スポーツ・インテグリティに関する研修のスライドである。23ページ右側の上から3つ目、暴力・暴言、体罰についてのデータから、平成以降指導死が94件発生、そのうち88%、83件は暴言のみといったデータが出ている。これは、私が取りまとめたデータがここに引用されているわけだが、最新のデータでは平成以降の指導死数、生徒指導を背景とした、あるいは直接の原因とした子供の自殺を指導死と呼んでいるが、98件になっている。

それから、暴言の比率は大体これに近いものなのだが、これは暴言として限定してしまうと、ちょっと意味が違っていて、正確には有形力の行使を伴わないものというデータになっている。つまり殴る蹴るをしなくても、これだけの子供が自殺に至っているということである。さらに付け加えれば、大阪市立高校の指導死事案が非常に印象的なために、部活動に関係した指導が子供を自殺に追い込むという印象がとても強いのだが、実際にデータを見ていくと、部活動は全体の4分の1である。それ以外は、いわゆる学校生活の中、部活動と関係のないところで起きているということである。

今回ここで作っていく再発防止策も、部活動にあまりフォーカスし過ぎると、実効性がとても低いものになるということをおそらくここで付け加えておきたいと思う。

それから、先ほどから話に出ているアンケートの件だが、こういった取組は非常に有効だと思っている。データを基にしないと、フォーカスのずれた対策をとってしまいがちになるが、クロス集計の話もちょっと出ていたけれども、やはりデータの相関を見ていくといろいろなことが見えてくるのではないかなと思っている。例えばじめのほうの研究だと、抑圧的な教員のいるクラスでは、じめの発生件数が多いというデータも出ている。

こういった関係から見ていくと、学校雰囲気、つまり非常に統率が厳しいような学校雰囲気の中では、教員のストレスが増加して子供への暴力、暴言が増えていく可能性も見えてくる。そんなデータがここで拾えるかもしれない。例えば養護教諭、問11、10ページ、「勤務する学校は、教職員が体罰・ハラスメントを見たり聞いたときに、どこに相談すればよいのか、明確になっていますか」というところで、養護教諭の数字が低い。ほかにも似たような傾向が養護教諭のところで出てくるのだが、これはもしかすると学校の中で序列化が進んでいて、養護教諭の発言が少ないなんていう可能性もちょっと想像できるので、そんな見方が出来るといいと思う。

それから、マニュアル、生徒指導にガイドライン等を使っているかという話だが、この設問が微妙で、「国や県の各種指針やガイドラインを指導の際に活用していますか」というと、ガイドラインというブックのことをいっているのか、ガイドラインの内容をちゃんと指導に反映させているかというところがどちらにも取れるので、ちょっと微妙だなと思っている。この辺のブラッシュアップも効いてくると、さらにすばらしいと思う。

ぜひこういった取組は、より精度を上げる格好で続けていただければと思う。

【被害者（父）】 大変膨大な資料で、皆さん努力されたのだろうと思われるが。外部委員の皆さんに申し上げたいが、これを見せられても、我々被害者、遺族にとっては、何だか無縁なものを見せられているような、そんな気持ちにしかならない。県教委の皆さんが自分たちのためにつくったモデルなのではないかと。

なぜかという、防ぐことができたはずのB高校事案をなぜ防ぐことができなかったのだろう。このモデルでは、それが全く追求されていないようである。我々の

受けた被害、御子息を亡くされた御遺族にとって、我々が体験した問題をもう二度と起こさない、それを追求しようとするものに見えない。

先ほど委員から話があった当該顧問教諭に対する研修ということで、そういったことをやったほうがいいのではないかというお話をいただいたが、大変失礼ながら我々はそれは望んでいない。自分が言ったこと、やったことを全て正直に話して、謝罪して償えと、我々が求めているのはそれだけである。

細かいことになるが、このハラスメント防止マニュアル・ガイドライン、これについては、御遺族が「TSUBASAモデル」という名前で、亡くなられた御子息の写真とともにつくってほしいと。これについては、教育長も会見で容認されていたかと思うので、これについてはよろしいのか。

それともう一点は、研修をやるのだったら7月3日にやってほしいと。今回されなかったようだが、今年以降はそれが実現されるのか。

【事務局】 マニュアル・ガイドラインの名称についてであるが、「TSUBASAモデル」という名称については、「岩手モデル」全体の名称と考えているので、マニュアル・ガイドラインのみの名称というふうには考えていない。

7月3日の研修については、来年度は7月3日は日曜日と承知している。既に今週行われた県立学校長会議で、来年度についても故人の命日に合わせて研修会を行うことを、全ての県立学校長に私のほうから伝えている。

【御遺族（父）】 アンケートのところだが、回答率が94.8%ということで、5%回答がなされていないのだが、多分教職員の方々限定だと思うので、5%は大きい数字だというふうに認識している。

あと、活用していないと、ネガティブなところがあるけれども、これは多分この職場の中のどなたかの告発だと思うので、非常に危険な数値ではないか。他の現状もハラスメントその他があるということをも多分匿名のアンケートで、告発されていると思うので、速やかな対処が必要だとこの表を見ながら思った。全体的にどうだということではなくて、根絶ということであれば、この少ない現れている症状、ここにきっちり切り込んでいかないと、また同じような事案になると思うので、ちょっと注意深く見ていただくということと、あと年度毎かどうかだが、継続的にこういったアンケートのほうは継続されていったほうが傾向も分かると思うし、今50代、60代と若年齢かなり乖離があるので、この辺も多分どこの組織もそうだが、これも結構な問題だから、時が解決するけれども、研修はし続けることによって効果も出てくると思うので、そういった意味でもアンケートのほうを継続的にお願いできればと思う。

【事務局】 約5%が回答をしていないというのは、私どもとしても重く受け止めており、これは全員回答してもらえるものだというふうに考えていたので、締切り間際にもう一度声かけをしたけれども、残念ながら全ての回収には至らなかった。次回は100%を目指したいと考えている。

それから、少数だが、ネガティブなものも確かに回答の中にあっただので、ここら辺にやはり焦点を当てて対策を講じていかなければならないというのはおっしゃるとおりだと考えているので、引き続き対応を進めていきたい。

【被害者（父）】 そのアンケートについてだが、教職員だけからアンケートをとったのでは片手落ちであろうと思う。現在学校に在籍している中学生、高校生、その親御さんにこういった体罰・ハラスメントの経験がないかと、こういったものを苦痛に感じているか、こういった場面でそういったことが起きたか、そういったことをアンケートとしてとらなければ、詳細をまとめることはできないと思う。

【事務局】 生徒、保護者向けのアンケートというのは、各学校のほうで最低でも年に1回は実施しているので、各学校のほうでそういった訴えがあれば、詳細は把握しているというふうに考えている。

【委員】 140ページ危機管理の、学校がつくった相談窓口というフローになっているが、実際そこで相談がうまくいかない場合もあるのではないかと。学校内のことなだが、児相とか関連機関の病院と連携をとって幅広くやっていったほうがいいのではないかなと思う。

あとは、117ページの自分のつらい悩みとかを話し合わせる場所は、一つはそのペアがいじめの対象といじめる側となる場合とか、そういうリスクがあることを考えなければいけない。

あと、基本的に子供が悩みを伝えるというところなのだが、これも繰り返しだけでも、ストレスがかかると防衛機制とって、いろんなことが言えなくなる状況になる。

あとは、発達障害の子にありがちなのだが、いじめられて困っている状態に至ってなくて本人がそう捉えていないとか、だから周りが歩み寄って、適切に対応するというそこがないと難しいのではないのかなと思う。

いろんな話をしているときに、見て見ぬふりになるということ、学校の先生もほかの先生が問題だと思っても、何か言えないとか、自分がしなくても誰かするのではないかと、あとほかの人も特に問題にしてないのだから大したことないのではないかと、ちょっとリスクを軽んじてしまったり、そういうのがある。それ乗り越えるためには、何でやらなければならないのかなと、子供のサポートというのは、子供は大人の問題を持っているわけではないので、心の成熟した存在ではないので、大人が守らなければならないという前提を皆さん持っている必要があるのではないかと。

あと子供のハラスメントギャップとか、そういうのも基本的に人権が損なわれる問題のところなので、さっきの150ページのところではないが、その対応の仕方の在り方が適切なのかと、評価したり指導したりというのは、これを教育委員会のほうでやるという理解でいいのか、どうなのかなというところ、場合によってはそういうのは専門家に助言を仰ぐとか、関係機関に助言を仰ぐというようなことも必要で

はないか。

あとは学校と生徒側で、うまくコミュニケーションがとれないという場合もあるので、メディエーターというか、中間でちゃんと対話的などころもとれるような仕組みも入れたほうが、いいと思う。すみません、ちょっとお時間があつたので、話したが、何か答えを求めているわけではない。

【委員】 少し内容も戻るが、「理由の解明」に向けた対応という件が本日かなり大きい議題であつたというふうに理解している。

他の委員からもいろいろ御指摘はあつたが、「理由の解明」について、こちらのほうでは学校関係者と教育委員会関係者の聴き取りが基になっているということだったが、実際にこちらの懲戒処分に向けた対応というところで、関係性といえ事実確認や保護者への聴取、それから問題の顧問教諭本人への事実確認、こういったものに関して「理由の解明」のところで資料として援用するというか、例えば我々のほうに提供いただいて、「理由の解明」のところでも役立てるとか、そういった形で連動するということは考えておられるかお聞きしたい。

【事務局】 懲戒処分の部分については、先ほど申し上げたとおり、事実確認の調査をしているところである。それを整理した上で、顧問教諭等に事実を確認していくことになる。最終的には処分の要否を決めて、必要であれば必要な処分をするという形になるので、その一連の措置が終わって、結果が出た段階に来たら、そのような情報提供ができると考えている。

【委員】 全て処分が終わった段階でないと、こちらのほうに開示するということがあり得ないということか。

【事務局】 そのとおりである。

【委員】 実際懲戒処分に向けた対応というところで、関係性というか、事実確認等も今現在鋭意行われているというふうに伺つたが、例えばA高校事件の際に、私も関係生徒に対する聴取の内容については見せていただいたことがある。ただ、非常に質問の仕方がまずくて、あなたは体罰受けたことがありますかというような聞き方をして、生徒からすれば様々な有形力の行使はあつたけれども、それを体罰とは受け止めていない、指導であると受け止めているがゆえに有形力の行使等は体罰ではなくて指導だという認識で、受けていませんというふうに答えている。

同じような聞き取りがなされるのであれば、懲戒処分に向けた対応においても同じような聴き取りがされるが、A高校事件については処分が終わっているということなので、今回のB高校事案のみということになってしまうと思うが、その辺りの聴き取りの方法だとか、そういったものの正当性、担保というのはあるのか。

【事務局】 処分に向けての事実関係の中では、我々が懲戒する際の基準というよう

な体罰はこういうものですよ、不適切指導はこういうものですよというものをお示しする形で、そういうことありませんでしたかということで確認をしている状況である。

【委員】では、体罰はこういうものですよ、ハラスメントはこういうものですよというのは、どういうふうに説明されているのか。

【事務局】それは体罰ですと「殴る、蹴る」とか、「長時間にわたっての無意味な正座、直立等特定の姿勢の保持、反復行為をさせる」といった、そういう例を挙げて聞いているということである。

【委員】では、例えば試合のときに激励するために平手打ちをしたということであれば、その例には入らないですし、あと先ほど被害者様のほうからもいろいろお話あったけれども、至近距離で鍵を投げつけるだとか、例えばパイプ椅子を足元近くに投げつけるだとか、そういったようなことについては、その例に出ていないから体罰には該当しないという認識で、体罰はありませんでしたと答える可能性が非常に高いと思うが、それはいかがか。

【事務局】体罰だけではなくて、先ほど言いました不適切指導、体罰にはカテゴリーされない部分で不適切な行為があったかどうかというところも尋ねているので、そうではないのではないかと考えている。

【委員】不適切な指導を含むとおっしゃるが、その不適切であるという判断は、答える生徒の側に任せるということか。

【事務局】そういう疑いがあるかどうかというのを例示して、それに該当するものがありましたかという形で聞いている。

【委員】今の段階では、どのような進捗具合とかは多分お示しすることが難しいだろうから、そこについては聞かないが、ただ具体的に、生徒から新たな事実が出てくるかということ、非常に疑わしいのではないかなと聞いていて思った。

【被害者（父）】大変誤解していたのかもしれない。先ほどの人事管理等検討部会の今後の対応についてという資料の説明で、「どのように事実関係を整理することが妥当か」、「調査に不足はないか」、「より専門的な視点を入れながら進めていく必要があることから、整理作業の段階において、外部委員に参画いただく」とそうおっしゃっていた。今後の予定のところを見れば、令和4年の2月、要するに今月、「活用した資料や関係者への聴取記録を外部委員と共有する」、「共有する資料等について、外部委員へお送りする」、もうてっきり送られているのだと思ったのだが、送られていないのか。

【委員】送られていないし、これまでの説明であると、関係した学校教職員と、それから教育委員会に対する聴き取りの内容のみということが、この資料に関するものであると認識しているので、ただ本日ほかの委員からも意見が出たように、それ以外の被害を受けていたと申し出る生徒であったり、あとは本人の説明であるとか、そういったものについてもやはり「理由の解明」とうたうからには、当然参考にするのが必要であろうと考えている。ただ、少なくとも今の段階では何の資料も提示されていない。

【被害者（父）】3か月前の時点でもう既に県教委は、32人の教職員実人数から聴取を終えて、そういう説明だった。当然その資料はあるはずなので、その資料を御提供いただかないと、今後の対応に参画するというのはちょっとできないと思う。

【事務局】人事管理の部分に関わるような中身だと、なかなか公開することは難しいのだが、公開できる部分については外部委員と情報共有させていただくということで先ほど御説明したものである。

【委員】我々は、別に懲戒処分に関して何か意見を申し上げようと言っているのではなく、「理由の解明」に資する範囲で資料の提供をいただきたいという趣旨で申し上げている。

【事務局】承知した。

【被害者（父）】その資料は、少なくとも外部委員に送付いただくということでもよろしいか。

【事務局】先ほど申し上げたとおり、今後共有させていただく方向で進めたいと思っている。

【被害者（父）】いつ頃までに送付いただけるのか。

【事務局】いろいろ作業があるので、いつ頃というところははっきり申し上げられないが、できる限り早く共有できるように進めさせていただく。

【被害者（父）】3か月前の資料なので、コピーして送るというそれだけのこと、1週間もあればできる。

【事務局】委員からもご質問あったとおり、資料によりましては懲戒処分に関わるもの、その中で、そうではなくてモデルの策定に積極的に生かしていけるものがあるので、そこは整理していかなければならないと考えている。ただ、必要な情報は

なるだけ早く我々としてもお出しできるように取り組んでいく。

【被害者（父）】 ちょっと理解できない。それをどうやって区別するのか。懲戒処分に関わるものと、このモデルの策定に関わるものと、どういうふうに区別するのか。

【事務局】 基本的には先ほど担当から話があったとおり、懲戒処分に直接的に関わるものについては、すぐに直ちに御提供できるかどうかということについては、整理させていただきたいと思う。

要は懲戒処分、適正な処分がなされたかと、手続的に問題ないかということが後々問われかねない部分もあるので、慎重にそこは対応させていただきたいと思う。

【被害者（父）】 ちょっと理解できない。それ全部提供するのでなければ、公正な判断を外部委員の皆さんはできないと思う。皆さんがそれを、これはそっちだ、それはこっちだと分けて、出せる情報だけ出すのでは、今までのやり方と何も変わらない。

【事務局】 そこは整理させていただきたいと思う。

【委員】 ちょっと話題が離れてしまうのだが、危機管理がある。職員の方が万が一不適切な対応をしてしまったときの危機管理とか指導の仕方とか、そういう認識があることで、より対策は進んでくるのではないかなと思う。

もう一つは、管理者というのは被害に遭った人の救済とか、こういうところも責任者なので、ある程度は担っているというところがある。そのことをリスクマネジメントとしてちゃんと対策をとらなければならないのだなというところだと思う。

【事務局】 時間の関係上、最後とさせていただきたいと思うが、よろしいか。

【委員】 今日御遺族様、被害者様のお話を伺っていく中で、これは確認したほうが良いというような事実関係があった気もする。そういった意味で、「理由の解明」みたいなどこチームで調べておいてほしいということ、ちょっとお手数なのだが、リストアップをしていただいて、それを参考にこちらでも事実確認をしていきたいと思うのだが、御協力お願いできるか。

それから、先ほど母親大会のお話の中で、御遺族様の手紙に対する反応として全県各地から同じようなことが起きているという反応があったと、こういった情報が拾えるのであれば、何か共通するような対応、教育委員会の対応策、学校の対応策、浮かび上がってきた課題も明確になるかと思うので、この辺の声も拾えるのであれば拾ってみたいと思った。

【被害者（父）】 最後の知事への面会の件については、我々被害者と御遺族の一致

した要望なので、お伝えいただけるようお願いする。

【事務局】 承知した。

【被害者（母）】 委員からの御要望で、現に今中学生の男の子で、部活の顧問による暴力と暴言で悩んでいるお子さんがいる。お母さんが担任の先生に相談したけれども、あなたの子供を思ってやったのだと、熱い気持ちがそうさせたのだということで、伏せられてしまったということで、非常に悩んでいるお母さんがいらしたので、そういった表にはなっていないような例も具体的に書いて提示したほうがよろしいか。個人情報もあるので、私はどこの中学校なのかということは存じ上げているが、その辺は何か注意しなければならないことがあるか。

【委員】 御本人の同意をいただければ大丈夫だろうと思う。

【被害者（母）】 あと、教育委員会の皆さんに私からちょっとお願いしたい思うのだが、やはり言葉が非常に分かりにくいというのがあって、今までも教育委員会の皆さんから御回答いただいた内容、それからA高校から御回答いただいた内容は非常に曖昧な表現であったり、どちらにもとれるような内容であったりしたことに非常に落胆したということがある。

今回一番最初に問題になった「目的」については、ぜひ外部委員の先生方の皆さんが納得する、必ず100%皆さんが納得する表現の仕方、内容でこちらのほうは書いていただきたいと思っている。そして、私のほうもそれで納得できるような「目的」にしていきたいと思っている。

それから、先ほど申し上げた表現だが、自分の子供に熱湯をかけて、それをしつだけという親がいる。当該顧問教諭は、厳しい指導、行き過ぎた叱責と、A高校の先生もそのようにおっしゃっていたが、私からしたら指導でも叱責でもなく、暴力は暴力で、暴言で、そしてこれはもう本当に脅迫、鍵を投げつけて、「てめえ、ふざけてんのか」なんていう言葉を使ったというのは、もう脅迫としか思えない。きちっとした表現で資料のほうをおつくりいただければ、大変ありがたいと思う。よろしくお願いしたい。

【事務局】 よろしければ、これで本日の審議は終了させていただきたいと思う。

【事務局】 第6回の策定委員会についてですが、本日の議事での御意見等を踏まえまして、内容を検討したいというふうに考えている。開催日については、令和4年6月を考えているが、委員の皆様のお予定をすり合わせて開催日を決定したいと考えている。

【事務局】 以上で第5回再発防止「岩手モデル」策定委員会を終了いたします。

5 閉会